

第3章 風水害・土砂災害対策計画

第3章 風水害・土砂災害対策計画

風水害・土砂災害対策計画は、台風等の風雨に伴う浸水、洪水、がけ崩れ、土砂災害等に関する総合的な対策として定める。

第1節 災害発生直前の対策

(1) 警戒及び注意の喚起

日頃から洪水等により浸水が想定される区域、大雨などにより土砂災害が発生するおそれがある土地の区域等について、関係町民等に対し周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難できるよう努める。

また、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、浸水想定区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するよう努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(2) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

町長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示を行う。この場合、指定緊急避難場所その他の避難場所への避難を指示する。また、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得たうえで、指定緊急避難場所を近隣市町内に設ける。これらの措置をとったときは、その旨を知事に報告する。

なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対して、その避難行動支援対策を行うことを考慮し、早い段階で避難の開始を求める高齢者等避難を発令する。

町長は、住民に対する避難情報を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるとともに、災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。住民への避難情報の伝達に当たっては、防災行政無線を始め、ホームページ、あんしんメール、tvkデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

(3) 避難所の開設

町長は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じ避難所を開設し、速やかに町民に周知する。

(4) 広域避難

大規模な災害の発生のおそれがある場合、町単独では住民の避難場所の確保が困難となり、区

山北町地域防災計画

域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速に収集・連絡し、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策本部の設置等必要となる体制の整備を進める。

町は、風水害の発生又は発生するおそれがあるときは、被害情報等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害応急活動を行う。

(1) 警報の発表等に伴う配備体制

次に定める配備計画等に基づき配備体制をとるとともに、被害情報等を収集し、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定する。

1) 自主参集（勤務時間外）

勤務時間外に災害が発生した場合、町職員にあつては、テレビ・ラジオで速報される災害情報、自宅周囲の状況などから町内に大規模な被害の発生が予想される場合は、動員指令を待つことなく自己の判断により、直ちに、あらゆる手段を持って所定の参集場所に参集し、災害応急活動に従事する。

2) 日直及び夜間警備員の業務

日直及び夜間警備員は、緊急災害情報を受けたときは、直ちに関係職員に連絡し、その指示を受けて適切な措置を講じなければならない。

3) 動員配備の決定

災害が発生した場合、地域防災課長は、配備の基準をもとに、町長と協議し、動員配備の区分を決定する。なお、迅速を要する場合には、在庁（又は連絡可能な）最上位意思決定者において専決する。

4) 動員実施

動員は災害対策本部長が発令する。各部長は参集状況を本部長に常に報告しなければならない。動員について各部に調整の必要があるときは、本部長が行うものとする。

5) 配備基準

勤務時間内の場合は、災害の状況により、そのまま災害応急活動体制へ移行する。

勤務時間外の配備基準、参集場所等は、次のとおりである。

① 配備の基準

配備	配備基準	配備人員
事前配備	(第1次警戒態勢) 町内に大雨警報又は洪水警報が発令されたとき	地域防災課長 地域防災課 (所要の職員)
	(第2次警戒態勢) ア 山北町に関連する警報等が発せられ、災害が発生するおそれが高いと判断されるとき イ 一部の職員で対応ができる程度の小規模な被害が発生し、その拡大に警戒が必要なとき	①建設部長の指示により建設部警戒体制要員配備 ②地域防災課長の指示により地域防災課員配備 ③総務部長の指示により4部長配備 (4部長からなる災害応急対策室を設置) ④建設部長の依頼により各部へ応援要請を各部長から指示 ⑤必要により総務部長からの指示で課長及びこども園長以上の職員配備
1号配備	ア 災害が発生する可能性が予想されるとき イ 局地的に災害が発生し、災害対策が必要なとき	①地域防災課全員 ②幼・保・こ・学校職員を除く副主幹以上職員(町長の指示)
2号配備	大規模な災害が発生し、多くの町民の身体・生命又は建物・インフラ等に大きな被害が発生したとき	全職員 (長期間の災害対応に備えて、一部を縮小する場合がある。)

② 配備指令が出された場合の参集場所

配備	参集職員	参集場所
1号配備	副主幹以上職員	本庁舎 所属課 (必要に応じ3階多目的室に集合し、災害対策本部等から全般状況の説明を実施する。)
2号配備	全職員	本庁舎職員 所属課 各支所職員 各支所 幼・保・こ・学校職員 それぞれの勤務場所 ※交通状況等により本庁舎まで参集できない場合には、清水支所又は三保支所等に参集し、当面の応急対策活動を遂行するとともに、所属上司に報告してその後の指示を仰ぐものとする。

③ 参集手段

災害の種類・被害状況に応じ、適切な手段を用いて登庁すること。特に、大雨により災害が発生している状況にあつては、公共交通機関が停止すること、高速道路が通行規制されていること、併せて町内各所で渋滞が発生することが予想される。

このため、平素から徒歩・自転車・バイクなど非常時に対応できる登庁手段(副手段)を準備し、いざというときに使用できるようにする。

④ 参集が困難な場合の連絡

道路交通の途絶等により登庁が困難な場合には、各支所や最寄りの公共施設に参集し、当該施設管理者の指示に従って防災活動にあたること。

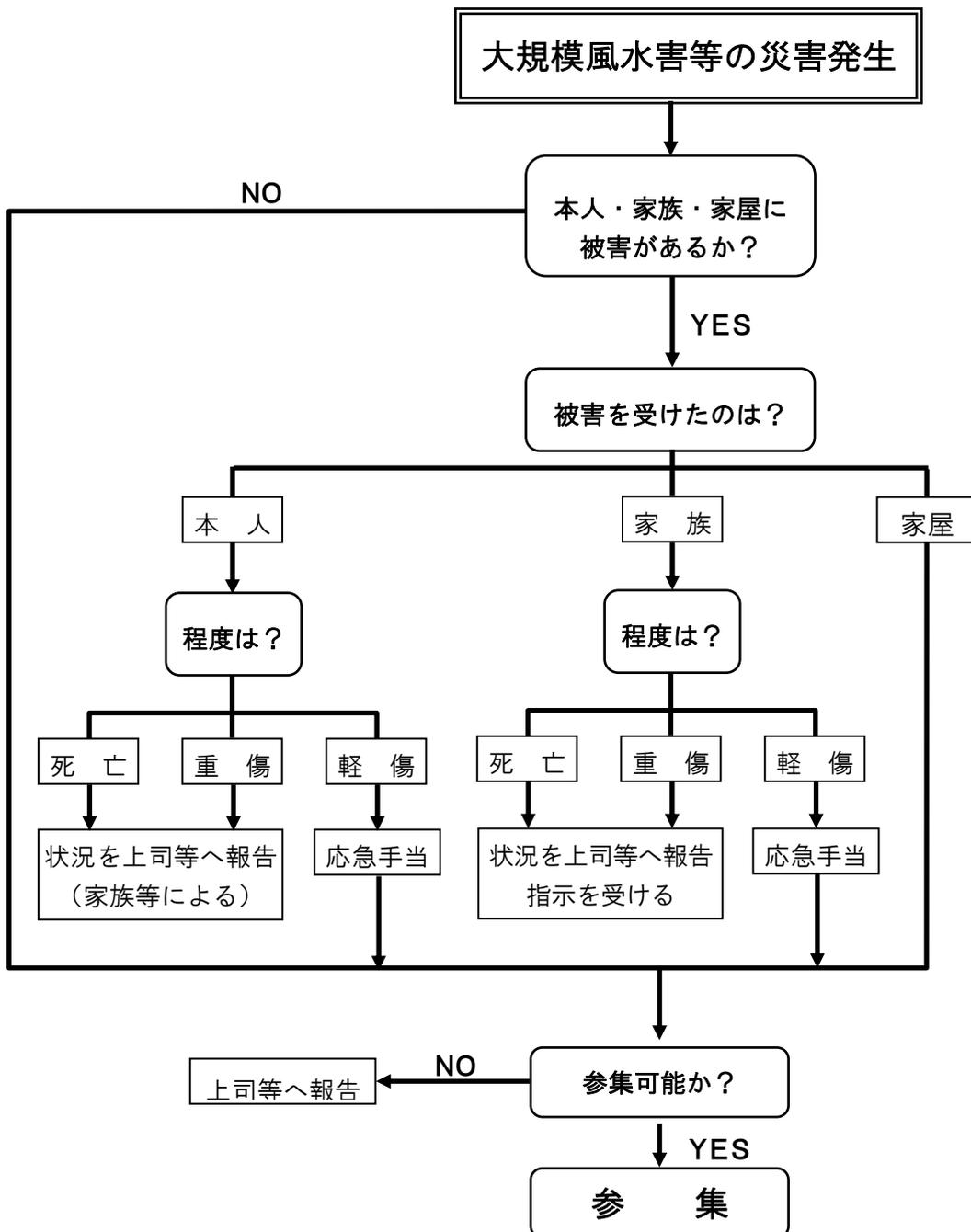
なお、その旨を所属長に速やかに連絡すること。

⑤ 参集途中の行動

- ア 参集は、速やかに指定された場所に参集することを原則とする。
- イ 参集のルートは、道路や周辺の被害の状況に応じて、安全なルートを選択する。
- ウ 参集途上において、周辺の災害状況に目を配り、重大な被災状況があれば、その状況を把握しながら参集すること。
- エ 参集時に、人命に係わる救出活動を行っている場面に遭遇した場合は、自己の判断により対応するものとし、連絡が取れる時点で報告する。
- オ 参集時に把握した災害情報については、「災害情報報告書」(様式編『様式-2』(p. 392)による)に記入し報告する。

⑥ 自己判断による参集

突発的な災害の発生時、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から、町内の被害が甚大と判断される場合は、次のフローチャートにより速やかに参集する。



6) 動員指令の連絡

各所属長は、勤務時間外においても遅滞なく職員の招集が行われるようあらかじめ定められた方法により動員指令を職員へ連絡する。

この場合、職員の招集にあたってはチェックインシステム、電話、防災行政無線、その他適切な方法による。

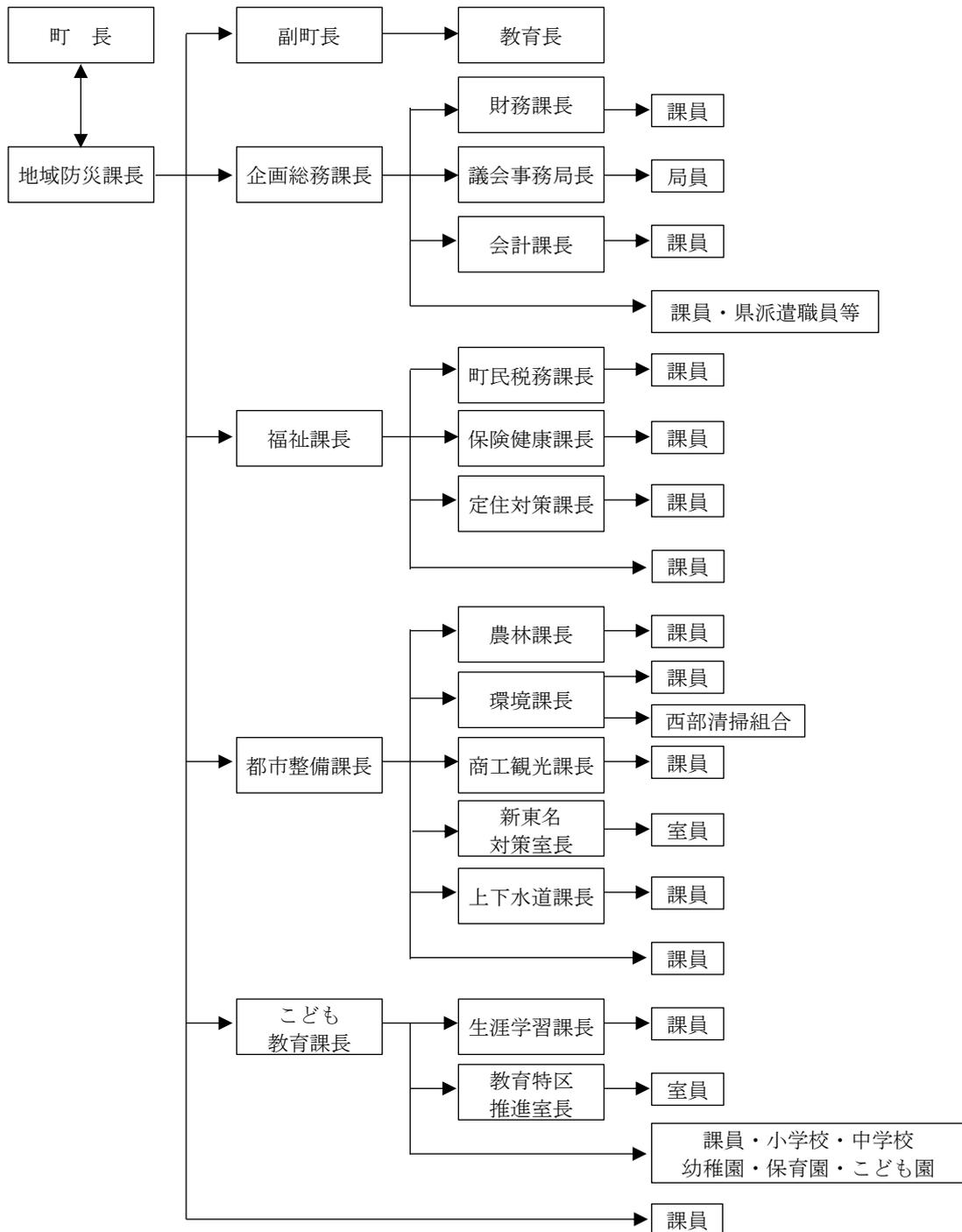
① 緊急電話連絡網

局地的又は広域的に災害が発生しているときは、順次、配備の拡充を行う。配備拡充は緊急電話連絡網により、自宅待機している職員に緊急参集の連絡を行う。

連絡の際に連絡相手が不在ないし連絡できない場合は、次の相手に連絡する。

各所属長は、毎年度、課内の緊急電話連絡網を定め、地域防災課に報告する。

緊急電話連絡網



② 防災行政無線による職員参集

特に緊急を要するときは、防災行政無線による町内在住職員の参集放送を行う。

(2) 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

災害発生直後において、庁舎及びその周辺に関する概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

1) 災害情報の収集

① 勤務時間中の災害発生

ア 情報収集

- a 町内で大規模風水害等の災害が発生した場合、情報収集に当たる職員は、情報収集担当区域を定め、区域内の被害情報を収集する。情報収集は、2名1組とし移動系無線機を携行し、人命に係わる被害情報を最優先に収集する。

この際、可能な範囲で写真等の撮影に努め、P a s C a l (※)等の庁内業務システムを用いて情報の速達を図る。

※ P a s C a l とは

山北町が、道路や上下水道等をパソコンで一元的に管理するためのソフトウェアで、地方公共団体専用の回線である総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用したASP方式によるGIS自治体クラウドサービス。災害発生時には、位置情報付き写真データをスマートフォン等からP a s C a lへ送ることにより、役場の災害対策本部でパソコンの地図上で確認できる。

- b 収集した情報は、無線等により本部に報告するが、連絡が不可能な場合は直接本部に戻り「災害情報報告書」により報告する。

c 人命に係わる災害情報

○要救出現場数(※)

倒壊家屋戸数、崖崩れ箇所等、要救出現場(生き埋め者のいる可能性のある現場)が何箇所あるかを把握する。

○出火件数(※)

○二次災害危険箇所(土砂災害危険箇所、道路陥没箇所等)

※以上のうち、特に「要救出現場数」、「出火件数」の情報は速報性が重要であるため、正確を期すより粗くとも速報する。

d 災害応急対策に必要な災害情報

○重要道路、橋梁の被害状況

○避難所(避難収容施設)の被害状況

○主要水道施設の被害状況

○医療施設の被害状況

○その他重要と思われる災害情報

e 情報収集を行う場合、状況に応じて、徒歩、自転車、公用車で行う。

イ 職員の参集途上における情報の収集

職員は、参集途上に可能な限り、災害情報等を収集する。この際、可能な範囲で写真等の撮影に努める。また、その結果は、参集後直ちに本部へ報告する。

ウ 消防団が行う情報収集

消防団は災害発生時、消火活動及び救出・救助活動を全機能あげて行う。それとともに可能な限り、火災及び人命危険関係情報の収集を行い、移動系無線機等により災害対策本部へ報告する。

エ 自主防災組織が行う情報収集

災害発生時、自主防災組織で定めた災害情報連絡員は、自宅周辺の被害状況等の災害情報を収集する。町への報告責任者は、災害情報連絡員の情報を集約し災害対策本部へ報告する。

オ 初期に参集した職員が行う情報収集、情報の集約

初期に参集した職員の中から責任者（役職の上位者、同じ場合は経験年数の多い者とする）を定め、災害情報収集・集約等を開始する。責任者は以下の作業を参集職員に順次指示する。

a 災害情報収集

火災箇所、被害集中地区、家屋密集地区等、情報収集に当たる職員の補完を行う。（2名1組、移動系無線機携行）

b 災害情報集約作業

参集途上時把握情報、情報収集職員からの情報、自主防災組織、町民等からの情報の取りまとめを行う。

c 参集人員確認作業

参集人員の確認、参集不可能職員の把握、理事者等に連絡する。

責任者は、災害対策本部の設置等体制が整った後、現在までの状況を報告する。

カ 清水・三保支所、学校等所属施設に参集した職員の対応

参集職員は責任者を定め、把握している災害情報・参集人員を逐次本部に連絡する。人命の救出など人命に係わる活動は、指示を待つことなく責任者の判断で行う。

② 勤務時間内の災害発生

ア 災害情報の収集

勤務時間内に、町内で大規模風水害等の災害が発生した場合は、町長（不在の場合は、最上位意思決定者）は、各課長等に対し、災害情報の収集を指示する。

a 情報収集は、2名1組とし移動無線機を携行する。

道路が通行可能な場合は、公用車を使用する。不可能な場合は、徒歩、自転車で行動する。

b 各課長等は、情報収集区域の重複がないよう協議するものとする。

c 収集する災害情報は、勤務時間外に情報収集に当たる職員が収集する内容等に準じる。

イ 勤務時間内に災害が起きた場合の情報収集分担

各課が収集する情報は、次のとおりとする。

課名	災害直後	時間経過後
地域防災課	各災害情報の集約・分析・報告	
財務課	庁舎の被害	町所管施設被害
企画総務課	人命に係わる災害情報	家屋被害

課名	災害直後	時間経過後
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊家屋戸数 ・出火件数、延焼等の状況 ・二次災害危険箇所 ・その他災害情報 	
会計課		
町民税務課		
福祉課	要配慮者の安否確認	医療機関、保育所施設被害
保険健康課	医療機関の被害状況	
定住対策課	町営住宅入居者の安否確認	町営住宅被害
農林課	主要施設の被害状況	農林水産関係被害
環境課	主要施設の被害状況	ごみ処理施設被害
商工観光課	観光客等に係わる災害情報	商工業関係被害
都市整備課	重要道路、橋梁の被害状況	道路、橋梁、河川等土木被害
新東名対策室		
上下水道課	主要水道施設の被害状況	上下水道施設、町設置型浄化槽被害
こども教育課	教育施設被害	その他関連施設被害
生涯学習課	避難所の被害状況	

2) 災害情報の県等への迅速な報告

① 県への報告

人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、災害情報管理システム等により県へ報告する。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該町域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に報告する。

なお、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努める。

ア 県災害情報管理システム

県への報告は、県災害情報管理システムを活用して行うものとする。県災害情報管理システムの運用開始の通報を受理した後、被害速報、被害詳細報告、被害確定報告を逐次行う。

イ 災害報告書

県への報告は、県災害情報管理システムによる報告を原則とするが、通信障害等によりオンラインによる報告が不可能なときは、報告書を作成し、県防災行政通信網FAX等を活用して報告する。

- a 被害状況等報告
- b 被害の程度
- c 人的・建物被害等（災害発生・被害中間）報告

- d 公共施設等被害（災害発生・被害中間）報告
- e 避難状況・救護所開設状況（速報・中間）報告
- f 確定報告

ウ 応急対策活動の報告

把握した被害の内容、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を県防災行政通信網を利用して、県へ報告する。

② 消防庁への報告

「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。

③ 内閣総理大臣（消防庁経由）への報告

被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接、内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。

④ 自衛隊への被害状況の通報

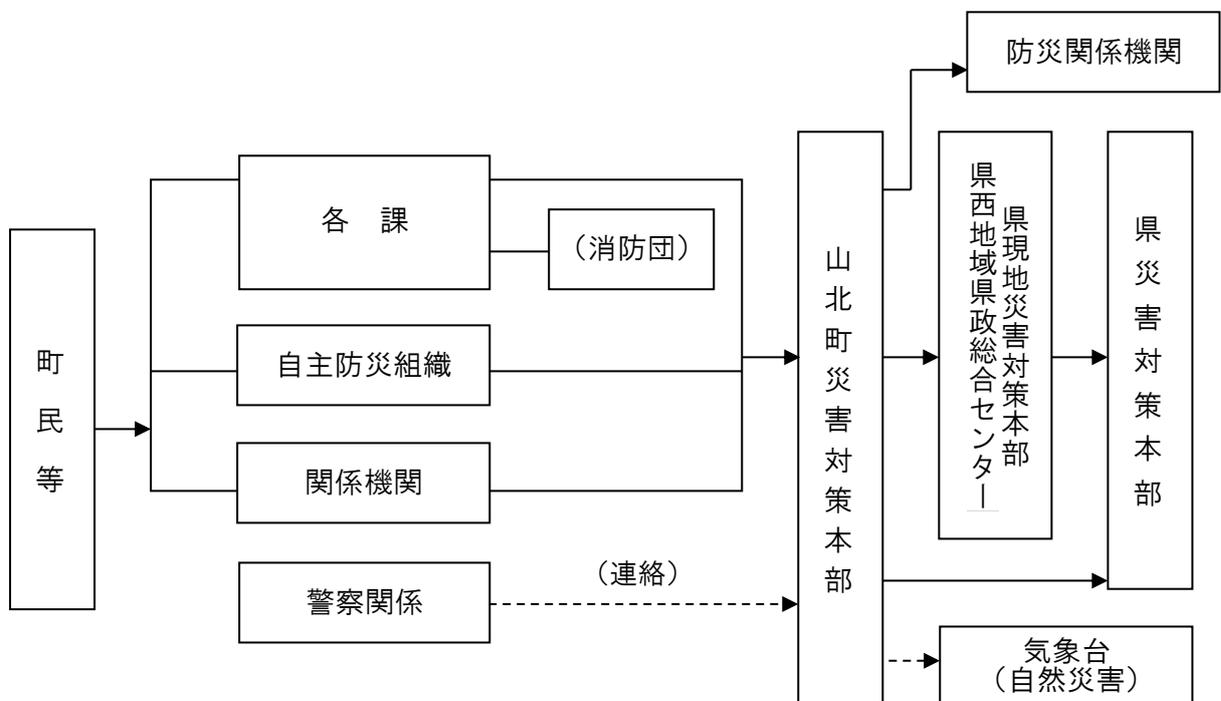
大規模な災害が発生した場合、本部長は、県へ自衛隊災害派遣要請を行うことになるが、事前に山北町の災害派遣部隊である陸上自衛隊東部方面混成団及び陸上自衛隊第1高射特科大隊へ町内の被害状況を通報する。

⑤ 防災関係機関等との情報交換

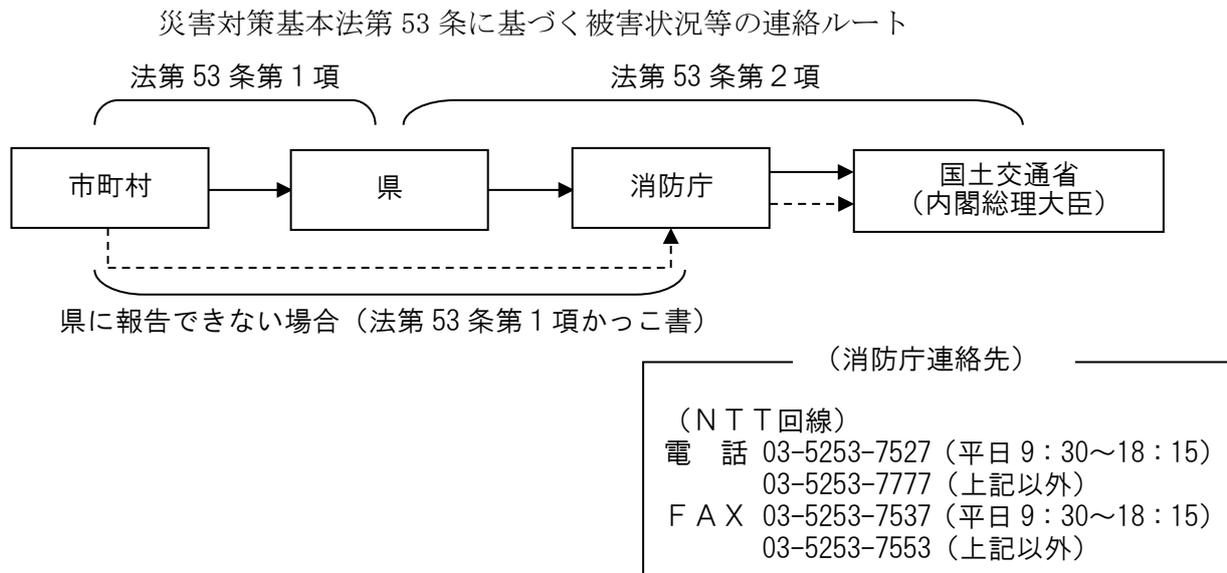
町は、指定地方行政機関、指定地方公共機関等防災関係機関と、被害状況等について情報の交換を行い、情報の共有化を図る。

⑥ 報告系統

被害状況等の報告系統は次のとおりである。



※県現地災害対策本部が設置されない場合は、県災害対策本部又は災害対策担当課へ報告する。
 なお、災害のおそれがある場合は、災害対策基本法第54条第4項に基づき、横浜地方気象台へ報告する。



(3) 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該町域に係る災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき町災害対策本部を設置する。

1) 災害対策本部設置前の重要事項の決定

① 勤務時間外の重要事項の決定

勤務時間外に災害が発生した場合、初期に参集した職員は町長の登庁を待つことなく、以下の項目について協議し、必要な意思決定を行うことができるものとする。

この場合、役職最上位者が責任者となり、電話（携帯電話を含む）等により、連絡可能な理事者、課長等との間で協議し、必要な指示を仰ぎ、迅速な判断を要求される事項については専決する。

ア 避難指示の決定

イ 自主防災組織、消防団、建設業協同組合等に対する応急対策の要請

ウ 広域応援要請

エ 自衛隊災害派遣要請

オ その他の重要事項の決定

a 動員配備の決定

b 災害情報、被害状況の収集とそれに伴う災害応急対策活動の基本方針

c その他災害応急対策の重要事項の決定

② 勤務時間内の重要事項の決定

勤務時間内に災害が発生した場合、理事者、課長等は以下の項目について協議し、必要な意思決定を行う。

なお、町長不在のときは、最上位意思決定者において専決する。

ア 災害対策本部の設置の決定

イ 避難指示の決定

ウ 自主防災組織、消防団、建設業協同組合等に対する応急対策の要請

エ 広域応援要請

オ 自衛隊災害派遣要請

- カ 災害救助法適用申請
- キ その他の重要事項の決定
 - a 重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う災害応急対策活動の基本方針
 - b 災害対策に要する経費
 - c その他災害応急対策の重要事項の決定

2) 災害対策本部の設置に至らない災害時の組織体制

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないと認めるときは、平常時における町の組織をもって災害応急対策を実施する。

3) 災害対策本部の設置

① 災害対策本部設置基準

町長は、災害の発生又は発生のおそれがある場合において、総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、次の基準に従って災害対策本部を設置する。

- ア 気象警報が発表され、本部を設置する必要のある災害が発生したとき
- イ その他町長が必要と認めたとき

② 災害対策本部の設置準備

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

- ア 災害対策本部は、防災対策室に設置する。
- イ 庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器）を把握する。
 - 火気・危険物の点検を行い、災害対策本部機能の維持に支障がないかどうかを確認する。
- ウ 電話回線を確保する。
 - 災害時優先電話、衛星電話の使用ルールを確認する。
- エ 県くらし安全防災局（災害対策本部）に県防災行政通信網を使用し、以下により被害の第一報を報告する。

なお、第一報は迅速を旨とし、人命に係わる災害情報の集約に時間を要すると考えられる場合は、第一報は報告者等周囲の者が把握している範囲のものを報告する。

a 勤務時間外

- 参集時に職員が収集した人命に係わる災害情報の概数
- 庁舎周辺の被害状況

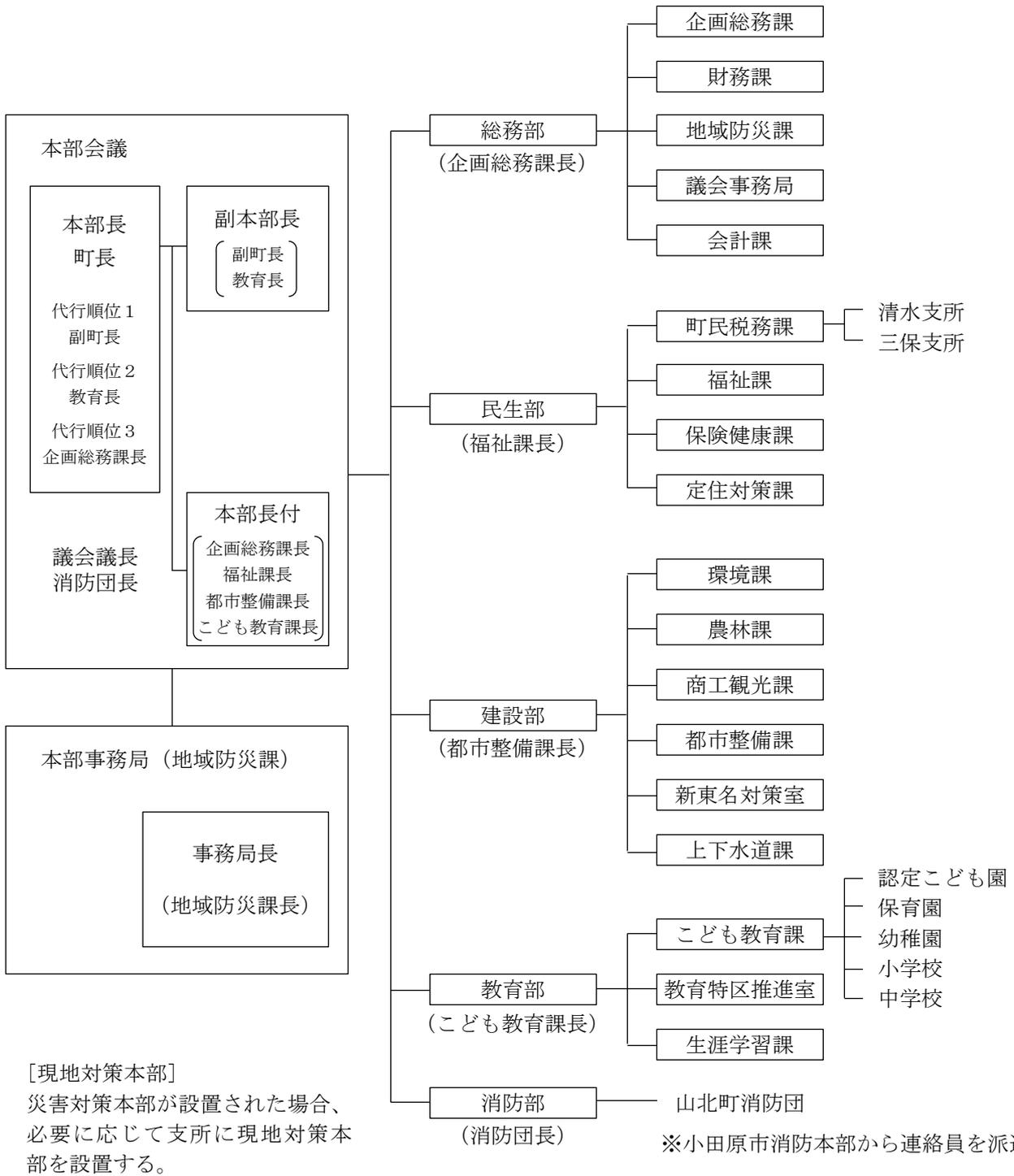
b 勤務時間内

- 庁舎内及び庁舎周辺の被害状況

- オ 来庁者、職員等の安全を確認し、来庁者は、避難所等安全な場所へ誘導する。
- カ 災害情報収集用移動無線機を準備する。
- キ テレビ、ラジオからの災害情報の視聴体制をとる。
- ク 対策用地図（避難所、危険地域、消防団詰所、重要道路、給水拠点等、応急対策用に作成した1/1万～1/2.5万縮尺程度の地図）を用意する。
- ケ 被害状況等を表示するための掲示板を用意する。
- コ 防災関係機関業者等の名簿・連絡先・連絡手段を用意する。
- サ 応急対策に従事する者の、食料の調達及び場所の確保を行う。

③ 災害対策本部の設置

山北町災害対策本部組織図



ア 本部組織の確立

災害対策本部は、「山北町災害対策本部組織」に基づき確立する。

また、本部長は、局地的な災害等で必要があると認めた場合は、支所等に現地災害対策本部を設置する。

a 本部会議

《開催》

- 本部会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部事務局長に申し出るものとする。
- 部長である本部員は、それぞれの分掌事項について会議に必要な資料を提出する。
- 本部長は必要と認められるときは、防災関係機関・団体等を会議に出席させることができる。

《協議事項》

- 各種災害情報による状況把握
- 避難指示の決定
- 避難所（避難者収容施設）の開設指示
- 災害情報に基づいた各部応急対策活動の基本方針の決定
- 職員の配備体制及び各部間の応援体制の指示
- 自衛隊に対する災害派遣要請
- 消防、行政機関に対する応援要請
- 災害救助法適用申請
- 自主防災組織、防災関係民間団体に対する協力要請
- 職員の健康管理及びローテーションの検討
- その他災害応急対策の重要事項の決定に関する事

《決定事項の周知》

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、部長を通じて、速やかにその徹底を図るものとする。

b 本部事務局

《構成》

本部事務局は、地域防災課員で構成し、事務局長は、地域防災課長とする。

なお、本部事務局要員の不足が見込まれる場合は、本部事務局長は、各部長に対し応援職員の要請を行うものとする。

また、県や消防本部より災害対策本部へ連絡員が派遣される。

《分掌事務》

- 災害対策本部の事務運営
- 本部長からの命令伝達
- 本部会議と各部間の連絡等
- 災害活動に関する情報の総合把握及び各部・関連機関への連絡調整
- 災害に関連する情報、気象予警報の受理、伝達等
- 救出、消火活動の方針や消防団の活動指令の伝達等
- 町民等への避難指示・誘導等の伝達
- 警察、消防、各機関との情報交換、連絡
- 自主防災組織等への活動要請
- 自衛隊災害派遣要求及び受入れ準備等

○県災害対策本部、他市町村への広域応援要請の依頼

○防災行政無線（移動系）の通信統制等

《設置場所》

本部事務局は、防災対策室に設置する。

イ 本部設置の通知及び公表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を通知及び公表するとともに、本部の標識板を庁舎正面玄関に掲示するものとする。

通知及び公表先	通知及び公表方法	担当
各課	庁内放送	地域防災課
県災害対策本部	県防災行政通信網又は電話等	地域防災課
町議会議員	防災行政無線又は電話等	議会事務局
町防災会議の委員	防災行政無線又は電話等	地域防災課
自主防災組織	防災行政無線又は電話等	地域防災課
報道機関	電話、口頭、文書	地域防災課
一般町民	防災行政無線	地域防災課

④ 災害初動活動の要請

災害対策本部を設置した場合、本部長は町民の身体、生命確保のため消防団、自主防災組織、町民等に対し救出・救助、避難対策等の災害活動を要請する。

災害活動は、小田原市消防本部・消防団を核に自主防災組織、町民等が加わった体制を基本とする。

なお、災害活動の範囲は、通常は各自主防災組織の地区内とし、災害規模等の状況により隣接自主防災組織又は連合自治会の範囲で活動するものとする。

初動期においては、以下の活動を中心に行う。

ア 生き埋め者の救出救助等の人的被害の軽減・防止活動

イ 火災等の二次災害の防止活動

ウ その他の緊急を要する活動

a 災害情報の災害対策本部への連絡に関すること。

b 災害に関する予警報又は警告等の町民に対する周知伝達に関すること。

c 被災者・要配慮者の避難、収容等の誘導援助に関すること。

4) 防災関係機関等に対する災害応急対策活動の要請

災害対策本部の設置に伴い、本部長は、防災関係機関、広域応援部隊及び団体等に対し、以下の災害応急対策活動を要請する。

また、防災関係機関等が総力をあげた災害応急対策活動が実施できるよう、災害情報の共有化や活動方針の統一及び資機材等の効率的運用を図る。

① 要請事項

ア 倒壊家屋の生き埋め者等の把握と救出

イ 出火防止・初期消火活動

ウ 負傷者への応急救護及び搬送

エ 要配慮者の安否確認・保護及び避難が必要な場合の移送

- オ 観光客の避難誘導・保護
- カ 避難所の開設・運営への協力
- キ 罹災者に対する給食・給水等の援護活動
- ク 要配慮者に対する生活支援
- ケ その他必要な災害応急対策活動

5) 防災基幹施設に対する電力、通信等の優先復旧の要請

災害時、防災対策上重要な施設（防災基幹施設）における電力、通信等のライフラインの機能停止は、災害対策業務に著しく影響を与える。そのため、関係各機関とこれらの防災基幹施設の優先復旧について連携を図り、速やかな応急復旧を要請する。

復旧を優先する施設

- ア 災害対策本部、現地対策本部、防災関係機関
- イ 町内医療機関
- ウ 町内避難所

6) 災害対策本部の解散

本部長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後の措置が概ね完了したときは、本部を解散するものとする。解散した場合の公表等については、設置の場合に準ずる。

(4) 災害時広報の実施

災害時には、被災地住民をはじめとした町民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要がある。

町は、速やかに広報部門を設置し、連携して適切かつ迅速な広報活動を行う。なお、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供する際には、様々な媒体を活用するよう配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

1) 町が実施する広報

所管区域内の防災関係機関と調整を図り、防災行政無線、広報車、インターネットホームページ、あんしんメール、t v k データ放送、自主防災組織との連携等により、町民等に対して次の事項等について広報する。

① 広報内容

- ア 災害の状況に関すること
 - a 町内の被害状況
 - b 二次災害危険の予想される地域町民等への警戒呼びかけ
- イ 避難に関すること
 - a 避難所開設
 - b 避難に際しての留意点
 - c 混乱防止の呼びかけ（不確実な情報に惑わされない、テレビ・ラジオから情報入手するように等）
- ウ 応急対策の活動状況に関すること
 - a 救護所の開設

- b 交通機関、道路の復旧
- c 電気、水道等の復旧
- d 電話の復旧
- エ その他町民生活に必要なこと
 - a その他町民生活に必要なこと。
 - 給水、給食の状況
 - 避難所・救護所の状況
 - 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板サービスの運用開始情報
 - 防疫情報
 - 災害相談窓口の開設等
 - b 自主防災組織、町民等への活動喚起・行動指示
 - 出火防止、初期消火の喚起・指示
 - 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示
 - 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
 - 転倒LPガスの元栓閉栓の喚起・指示
 - c 観光客等への行動指示
 - d 上記のほか、町民等の情報ニーズを分析し、それに即応した広報を実施する。

② 広報の方法

ア 防災行政無線

災害発生初期における、出火防止等の呼びかけ、避難情報、生活関連情報の広報など情報伝達媒体の柱とする。

イ 広報車

防災行政無線の補助的手段として、特にきめ細かい情報提供活動や避難誘導を行う必要がある場所で、広報活動を実施する。

ウ 広報紙

発行体制を早期に整え、災害対策活動、生活情報等全般に渡る情報を提供する。

配布は、避難所、町有施設での配布、ボランティアによる配布、新聞折込等で行う。

エ インターネットホームページ

町で開設したホームページより、情報を提供する。

オ あんしんメール

携帯電話やパソコンに登録された方に、町からメールで情報を提供する。

カ t v k データ放送

t v k データ放送へ、情報を配信する。

2) 報道機関に対する広報要請並びに発表

① 放送機関に対する広報要請

町内の被害状況、町の応急対策活動等、放送機関による広報が適当なものについては、県地域防災計画による放送協定に基づき県知事に要請して行う。

② 報道機関に対する発表

取材への対応は、記者会見及び資料提供又は、掲示板への掲出を持って行う。

ア 記者会見場所

記者会見場所は、応急対策活動の実施に影響しない場所を設定して行う。

イ 発表は、地域防災課が行う。

ウ 事前に、記者会見時間等を定めておく。また、情報入手状況や応急対策の進捗状況により、時間どおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するよう要請する。

オ 警察、自衛隊、消防、県との情報交換ルール（交換する情報の種類、情報交換間隔・時期等）を定めて的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

③ 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

No.	内容	種類
ア	災害による被害を最小限に止めるための行動指示等	要請
イ	災害対策本部の設置の有無	発表
ウ	火災状況（発生箇所、被害状況等）	発表
エ	倒壊家屋戸数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）	発表
オ	二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ	要請
カ	周辺受入れ可能医療機関及びその診療科目、ベッド数	要請
キ	避難状況等	発表
ク	被災地外の住民へのお願い ・被災地へは、単なる見舞い電話等の不要不急の電話をかけないで欲しい。 ・個人からの義援は、できるだけ義援金でお願いしたい。 ・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して欲しい等。	要請
ケ	町民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な項目	要請
コ	交通状況 ・交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等	発表・要請
サ	電気、電話、上下水道等公益事業施設状況 ・被害状況、復旧見通し等	発表・要請
シ	河川、道路、橋梁等土木施設状況 ・被害、復旧状況	発表・要請

3) 防災関係機関等への広報活動要請

災害後、町に寄せられる町民等からの通報の中には、ライフライン・交通機関に関する問合せ（復旧見通し等）も多いと予想される。そのため、常に町民等の通報内容を確認し、必要があると認めるときは、ライフライン事業者、交通機関等防災関係機関に対し、広報活動を要請する。

なお、広報活動の実施にあたっては、災害対策本部と提供情報の共有化を図る。

4) 町民等からの通報等への対応

災害時においては、町民からの災害情報の通報のほか、町内外から安否の問合せや被害状況問合せ電話が殺到することが予想され、応急対策活動の支障になることが考えられる。

町民等からの通報等に対しては企画総務課で対応し、以下の点に留意する。

- ① 外部から受け付ける電話番号を指定し、公表する。
- ② 広報担当において、マスコミ機関に協力を要請し、不要不急通報の自粛、災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話各社の災害用伝言板サービスの運用開始等を直接被災地内外の人々に訴える。また、ライフラインに関する問合せが集中することも予想されるため、関係機関においてこれらの問合せニーズに対応できる体制をとるよう要請する。

5) 広聴活動

町は、災害で被災した町民の生活上の不安・要望などの解消を図るため、関係機関と協力し、防災センター及び避難所等に災害相談所を設け、相談活動を実施する。聴取した要望等については、速やかに各部、防災関係機関に連絡し早期解決に努めるとともに、復旧計画に反映させるものとする。

6) 気象情報等の収集

① 異常気象現象の通達

ア 発見者の通報の義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに町役場、松田警察署又は小田原市消防本部に通報する。

イ 町長の処置

異常現象の通知を受けた町長は、県及び関係機関に通報する。

② 気象等の情報収集

横浜地方気象台等の予警報を基礎にして、状況判断を行う。町内の雨量等については、本庁舎設置の雨量計及び「神奈川県雨量水位情報」等から情報を得る。

警報・注意報の種類及び発表基準

種類	基準要素	注意報	警報
大雨 (※1)	(浸水害)雨量基準	1時間雨量40mm	1時間雨量60mm
	(土砂災害) 土壌雨量指数基準	112	170
大雪	12時間降雪の深さ	平地：5cm(※2) 山地：10cm	平地：10cm(※2) 山地：30cm
洪水	雨量基準	大雨注意報に同じ	大雨警報に同じ
暴風	平均風速	—	25m/s以上
強風	平均風速	12m/s以上	—
暴風雪	平均風速	—	25m/s以上で雪を伴う
風雪	平均風速	12m/s以上で雪を伴う	—
雷		落雷等により被害が予想される場合	—
乾燥	湿度	最小湿度35% 実効湿度55%	—
濃霧	視程	陸上100m	—
霜	最低気温	4℃以下(発表期間は原則として4月1日～5月20日)	—
低温	最低気温	夏期：16℃以下が数日継続 冬季：-5℃以下	—
着氷・着雪		著しい着氷、着雪が予想される場合	—

※1 「記録的短時間大雨情報」は、神奈川県的一次細分区域の西部では1時間雨量が100mmを超えた場合に発表する。

※2 「山地」は、山の多いところ、「平地」は山地以外の地域を示す。

警報・注意報の地域区分

	一次細分区域	二次細分区域	細分区域に含まれる市町村
神奈川県	東部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西部	相模原	相模原市
		県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

(5) 災害対策本部における災害応急活動の決定

1) 被害情報の収集等(被害情報収集期)

町は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

2) 災害情報の集約・分析に基づく意思決定及び情報の共有化

- ① 本部事務局においては、収集した災害情報を迅速に集約分析し、本部長に報告するとともに、広域応援要請、自衛隊災害派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断し、本部長（不在の場合は最上位意思決定者）の意思決定を求める。
- ② これらの情報については、各部長より各課へ伝達し、共有化を図り、応急対策活動に統一性を与える。

(6) 通信手段の確保

1) 災害時の通信手段の確保

町は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図る。

町における通信手段は以下のとおりである。

- ① 一般加入電話
回線に不通や集中等のない状況下に使用。非常災害時、通話制限される電話。
- ② 災害時優先電話
非常災害時、通話制限を受けることなく通話ができる電話。
- ③ 衛星電話
- ④ 県防災行政通信網
- ⑤ 町防災行政無線同報系
- ⑥ 町防災行政無線移動系

なお、町は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

2) 通信の統制

広域災害発生時においては、加入電話、無線通信とも混乱することが予想されるため、本部長は必要に応じ、適切な通信統制を実施する。

3) アマチュア無線局に対する依頼

災害の状況により、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を依頼する。

4) 通信連絡窓口

災害時の通信連絡体制は、次のとおりとする。

- ① 災害対策本部設置前の通信連絡窓口
本部が設置されるまでの間、町への通信連絡は、地域防災課が担当する。
- ② 災害対策本部設置後の通信連絡窓口
本部への通信連絡は、本部事務局において処理する。各部間の連絡、情報の伝達は、各部長が行うこととする。
本部室とその周辺には、町防災行政無線、県防災行政通信網、電話、FAX、衛星電話を配置する。

第3節 水防対策

(1) 水防管理団体(町)の責任

水防管理団体は、その管轄区域内の水防が十分行われるよう、水防組織の確立、消防団の整備、水防倉庫、資器材の整備、通信連絡系統の確立を行うとともに平常時における河川、下水道等の巡視及び水防時における適正な水防活動を実施する責任がある。

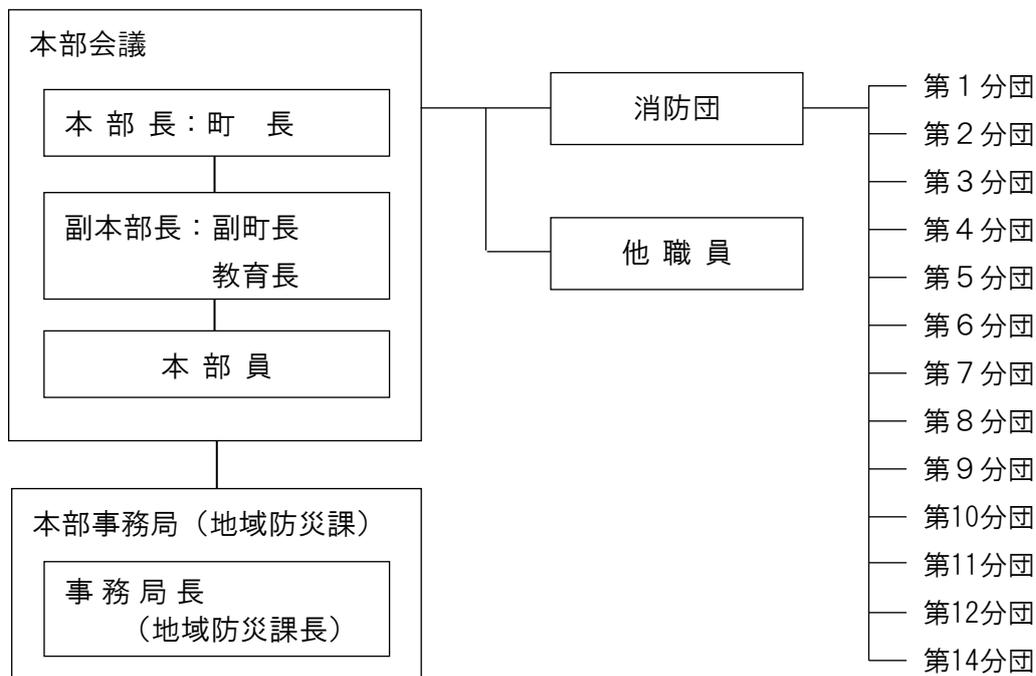
(2) 町の水防組織

各水防機関は、気象状況等により、河川の氾濫洪水等のおそれがあるときは、直ちに、水防活動体制を確立し、迅速・的確な活動を行う。

1) 町の体制及び活動

県水防本部長から水防警報が発令されたとき、又は、町長が必要と認めたときは、消防団を主体として、水防組織を設置する。町長は、県水防支部(県西土木事務所)及び関係機関等との連携のもとに、被害の拡大防止のための活動を実施する。なお、水防組織は、災害対策本部が設置されるまでの間又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織で、本部が設置された場合は、本部に統合される。

水防本部組織



2) 消防団の活動

消防団が分担する水防活動は、概ね、次のとおりである。

- ① 河川を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに、その管理者に連絡して、必要な措置を求めること。
- ② 水防上緊急の必要がある場合においては、消防団長、団員は、既に指定されている浸水想定区域などを基に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じること。

- ③ 町長又は消防団長は、水防上止むを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は現場にある者をして、水防に従事させること。
- ④ 護岸その他の施設が決壊したときは、できる限り、氾濫により被害が拡大しないように努めること。
- ⑤ 消防団長は、町長から出動の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し水防作業を行うこと。

3) 水防警報の種類、内容及び発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおり。

種類	内容		発表基準
待機	1	出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。	気象、予警報等及び河川、護岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
	2	水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。		雨量、水位、流量その他の河川、護岸等の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。		洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、護岸等の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、護岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。		洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。		氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、護岸等の状況が解消したと認めるとき。

第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

河川、砂防、護岸、道路、下水道その他の施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、町民の安心、交通の確保、施設の増破、被害の拡大防止等を図るため必要があるときは、仮道、仮橋、締切工、閉塞土砂等の除去、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ重点的な施工又はその指導を行う等、施設の被災状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。

(1) 二次災害の防止活動

降雨等による水害・土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。

また、二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。

(2) 水害・土砂災害対策

町は、県及び関係機関と協力し、降雨等による二次的な災害に対する点検を行い、応急対策を実施する。また、土砂災害等の危険箇所の点検については専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や町民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

さらに、災害発生のおそれのある場合は、速やかに、適切な避難対策を実施する。

(3) 建築物及び敷地対策

降雨による宅地の崩壊や建築物等の倒壊がもたらす人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士（県知事の認定を受けた者、以下「判定士」という）及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建築物等に対しては、応急危険度判定、被災宅地に対しては、宅地危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、町民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は、速やかに、適切な避難対策を実施する。

1) 建築物の応急危険度判定

大規模災害が発生した際、町民の安全な居住場所の確保も行政に課せられた大きな課題であり、被災建物の居住利用の可能性を判定する必要がある。

町は、災害後の緊急対策として、判定士の協力を得て、被災建築物の応急危険度判定を行う。

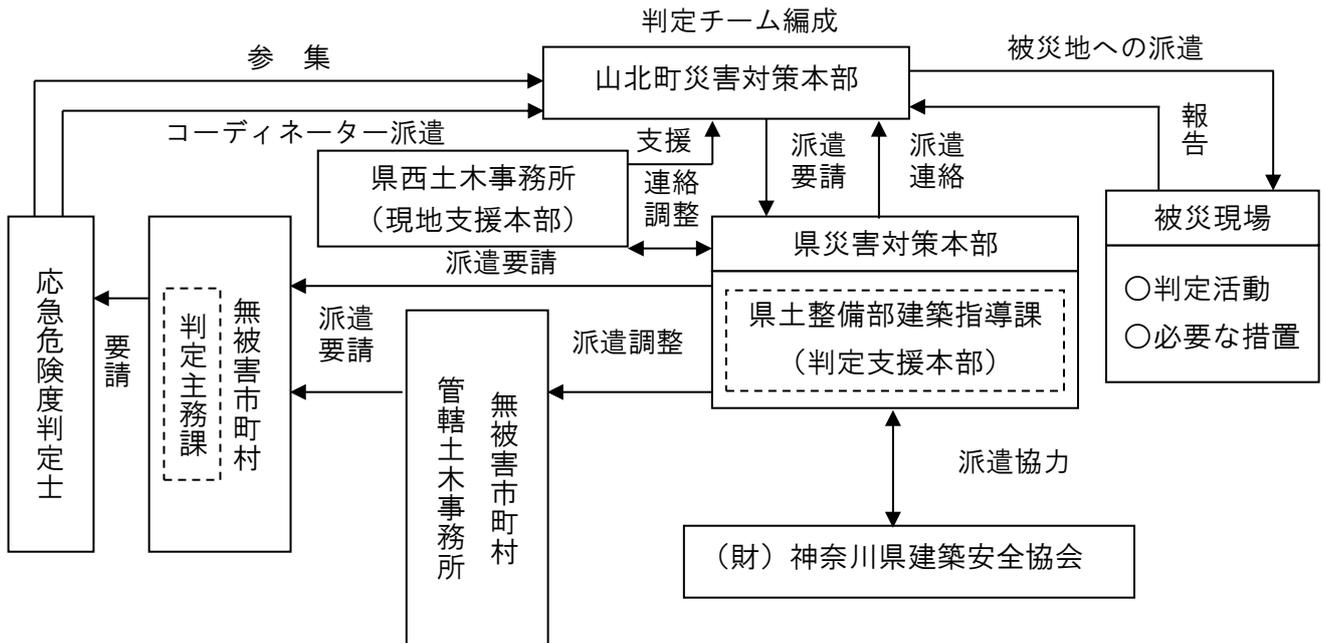
2) 応急危険度判定の方法

① 判定士の要請

町は、災害発生後建築物の被害程度の概略把握を行い、応急危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めた場合は、応急危険度判定実施の決定を行い、町内の判定士に参集を要請するとともに、災害の規模に応じて、県へ判定士の派遣要請を行う。

また、普段から町内の判定士との情報交換を行うとともに、町内の判定士の育成支援を行う。

応急危険度判定活動体系図



② 判定作業の準備

町は、判定作業実施の当日までに、次の準備を行う。

- ア 判定マップと判定街区の割当て
- イ 判定士受入れ名簿と判定チーム編成
- ウ 判定実施マニュアル、判定調査票、判定標識、判定備品
- エ 判定建物の範囲（規模、用途）
- オ 判定士の移動手段の確保

③ 判定作業の広報

町は、防災行政無線や広報車等を活用して、被災者へ次の判定作業関連の広報を実施する。
また、この応急危険度判定は、人命の安全を確保するために緊急的に実施する作業であり、罹災証明のための被害調査ではないことを広報する。

- ア 危険度判定の重要性と目的
- イ 判定作業の内容
- ウ 対象建築物
- エ 実施区域と実施機関
- オ 判定作業への協力要請
- カ その他注意事項

3) 応急危険度判定の実施

① 判定の優先順位

- ア 防災対策上必要な防災センター、支所、消防出張所、小中学校（避難所）、医療関係等の施設
- イ 共同住宅、アパート
- ウ 一般建築物（住宅）
- エ 上記以外の公共施設、事業所等

② 判定結果の表示

判定士は応急危険度判定結果を、判定した建築物の入り口、若しくは、外壁等の見やすい位置に表示する。

③ 判定への対応

当該建築物の所有者、占有者は、判定結果を尊重して建物の使用について対応するものとする。

④ 判定結果の集計・報告

判定士は、判定作業終了後、当日の判定結果を町に報告する。

町は、必要に応じ、県に応急危険度判定結果について中間報告を行い、さらに、判定調査完了後に最終確定報告を行う。

表示(色)	判定の内容
調査済(青)	被害がないか、又は軽微な状況と判断される。
要注意(黄)	被害が認められるので十分な注意が必要と判断される。
危険(赤)	被害程度が著しく危険な状況と判断される。

(4) 爆発及び有害物質等による二次災害対策

危険物施設及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに、関係機関に連絡する。

事業者が、有害物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うよう、町は指示をするとともに、関係機関等と協力して町内の工場等の立ち入り調査等を実施し、安全確認に努める。

第5節 救助・救急及び医療救護活動

(1) 救助・救急

- 1) 小田原市消防本部に要請し、消防活動及び要救助者の救助と負傷者に対する応急処置を行い、医療機関等への救急搬送に努める。
- 2) 町は、災害発生時に傷病者の緊急度や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務計画に定める。
- 3) 消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行う。
- 4) 町は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請などを行う。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努める。なお、職員等のストレス対策として必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。
- 5) 町は、大規模な災害のため自衛隊が派遣される場合、町の状況、救出・救助の方針、自衛隊に依頼する役割（任務）とその優先順位、担任地域の境界（バンドレイ）とその場所への移動経路、集結場所等を速やかに連絡する。

(2) 医療救護活動

災害発生時には、家屋倒壊、火災等による重症者やその他多数の被災傷病者が出ることが予想される。これら被災傷病者の医療救護は、直接人命を左右するものであり、町は、県、医師会等防災関係機関の協力を得て応急的に医療又は助産を実施する。

1) 基本方針

① 医療救護の対象

- ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- イ 助産を受ける対象者
 - a 災害のため助産の途を失った者
 - b 出産のみならず死産、流産を含み、現に助産を要する状態にある者

② 医療救護需要の把握

町は、収集した災害情報のうち人命に係る情報分析を最優先に行い、医療、救護需要の把握を行う。

また、町内診療所等の医療機関（資料編『資料-12』（p.256）による）の被害状況、診療可能性について把握するとともに、地域災害医療対策会議より、近隣市町村の医療可能医療機関の把握を行う。把握した情報は、町民に周知する。

③ 県知事への要請

災害の規模により、町救護班では医療救護が困難な場合は、地域災害医療対策会議を通じて県保健医療調整本部に対し保護医療活動チームの派遣を要請する。

2) 医療救護活動

① 医療救護活動の連帯

医療救護本部は、健康福祉センター内に設置し、災害対策本部、足柄上医師会、自主防災組織等各役割に基づき、連携して実施する。

ア 災害対策本部

災害対策本部は、町救護班を編成するとともに、足柄上医師会の協力を得て、救護所を健康福祉センターに開設する。また、各機関との連携を図り、医療救護活動が円滑に行える体制を確保する。

イ 足柄上医師会・歯科医師会・薬剤師会

足柄上医師会等は、町からの要請を受けたら救護所に医師会救護班を出動させ、医療救護活動を実施する。

ウ 町民・自主防災組織

町民・自主防災組織は、軽症者の救護及び救護所への負傷者の搬送等救護活動への支援を行う。

② 医療機関による医療救護活動

町は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的な給水活動を行う。

また、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ及び救命措置等を行うために救護班の確保及び神奈川DMATの要請をする。

③ 救護所の設置

本部長は、町内の被害状況、被災傷病者数などから判断し、救護所を設置する。

ア 救護所の設置

救護所は、健康福祉センターに設置する。ただし、局地的な災害や避難所運営に支障があると認められるときは、他の町有施設に設置する。

救護所を設置した場合は、関係機関に連絡するとともに、町民に周知する。

イ 救護所の業務内容

救護所における救護班等の業務内容は、次のとおりである。

- a 被災傷病者のトリアージ
- b 被災傷病者に対する応急処置
- c 後方医療機関等への搬送順位の決定
- d 助産活動
- e 死亡の確認
- f 要配慮者への対応（人工透析や分娩を必要とする者への医療情報の提供）

3) 被災傷病者の搬送体制

被災傷病者の搬送は、原則として、被災現場から救護所までは、自主防災組織、消防団、警察、ボランティア等の協力を得て実施する。また、救護所から後方医療機関等への搬送は、消防本部救急隊、その他関係機関の協力を得て行う。

道路等の損壊等により、後方医療機関への搬送又は孤立地区からの重症者の搬送が困難な場合は、県又は自衛隊にヘリコプター等による搬送を依頼する。

4) 医薬品等の確保

救護班が使用する医薬品は、町備蓄医薬品及び町が医療機関等に備蓄を依頼した医薬品を使用する。不足が生じる場合は、県に要請するとともに医薬品業者から調達する。

5) メンタルヘルス対策

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショック等は、心身の健康に様々な影響を及ぼすと考えられる。

心身の健康障がいの発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための対策として、医師（特に精神科医、心療内科医等）、保健師等による巡回健康相談やメンタルケア等の活動を行う。

6) エコノミークラス症候群対策

被災地、特に避難所及び車中泊避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調をきたすことが考えられる。必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知する。

また、やむを得ず車中生活を送る自宅避難者等に係る情報の早期把握に努め、必要な支援体制を構築する。

第6節 避難対策

(1) 基本事項

町は災害発生後、人命の安全を第一に被災した町民等の避難誘導を行うとともに、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所の所在、災害の概要、その他避難に関する情報を提供する。

町民は、指定緊急避難場所及び避難路を日頃から把握するとともに、被災のおそれがあり避難の必要がある場合は、安全に十分配慮しながら自主的に避難するものとする。

(2) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、そのために人命の保護その他、災害の防止等、特に必要があると認められるときは、関係機関は、危険区域の居住者に対し、次の方法により、避難のため必要な避難情報の発令を行う。

なお、「高齢者等避難」等の発令判断の目安は基準となる水位観測所の基準水位が“避難判断水位”とし、「避難指示」等の発令判断の目安は基準となる水位観測所の基準水位が“氾濫危険水位”とする。

1) 避難指示の実施機関

避難指示については、次のとおりとする。

実施者	災害の種類	根拠法	実施方法
町長	災害全般 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法第60条、第63条 ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条 	<p>危険が切迫し、必要があると認めるときには、必要と認める町民に対し、立ち退きの指示を行う。この場合、指定緊急避難場所を指示することができる。また、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得た上で、指定緊急避難場所を近隣市町村内に設ける。これらの措置をとったときは、その旨を知事に報告する。</p> <p>なお、高齢者等避難を発令することで、高齢者、障がい者等の要配慮者に対して、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける。災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、可能な範囲で「緊急安全確保」を発令し、命を守る行動を促す。また、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。</p> <p>避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>
警察官	災害全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法第61条 ・ 警察官職務執行法第4条 	<p>町長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないとき、又は要求があったときは、立ち退きの指示、緊急安全確保措置及び警戒区域の設定をすることができる。この場合、その旨を町長に速やかに通知する。</p> <p>なお、警察官は、災害の危険がある場合、警告を発し、急を要する場合、避難させ又は通常必要な措置をとることができる。</p>

実施者	災害の種類	根拠法	実施方法
知事・知事の命を受けた県の職員	洪水	・水防法第 29 条	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の町民に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合は、当該区域を管轄する警察署等にその旨を通知する。
水防管理者	洪水	・水防法第 29 条	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の町民に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合は、当該区域を管轄する警察署等にその旨を通知する。
自衛官	災害全般	・自衛隊法第 94 条	警察官がその場にはいないときは、警察官職務執行法第 4 条を準用することができる。
消防吏員・消防団員・警察官	火災	・消防法第 28 条	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

2) 避難指示の判断

町が行う避難指示の判断は、災害対策本部会議（本部設置前は町長）が行い、本部長が発令する。

風水害時に避難指示を実施する基準は、次のとおりである。

No.	風水害時に避難指示を実施する基準
①	気象台から大雨、暴風、洪水、暴風雪、大雪等災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断されるとき
②	関係官公署から豪雨、台風、山崩れ、土砂崩れ、浸水等の災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき
③	河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき
④	総雨量が多く、かつ強い雨が続きとき、又は、時間雨量が特に多いとき
⑤	河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき
⑥	土砂崩れ等が発生し、又は発生のおそれが著しく切迫しているとき
⑦	土砂災害警戒情報が発表され、連続雨量が 300mm を超えたとき、又は、時間雨量が 50mm を超えたとき

また、土石流等の土砂災害に関する高齢者等避難、避難指示等は、以下の基準とする。

区分	基準
高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル※（警戒（赤））
避難指示	・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル※（危険（紫））
緊急安全確保	・大雨特別警報（土砂災害） ・土砂キキクル※（災害切迫（黒））

※ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布

3) 高齢者等避難・避難指示の対象者

高齢者等避難・避難指示の対象者は、町民、観光滞在者、通過者等を含め避難を要すると認められる区域内にいるすべての者を対象とする。

(3) 高齢者等避難・避難指示の内容

町長等は、避難指示等を発令する場合は、原則として次の内容を明示して行う。その際、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、周知にあたっては、防災行政無線、広報車、消防車両、自主防災組織等により、広く住民に周知を図ることとする。

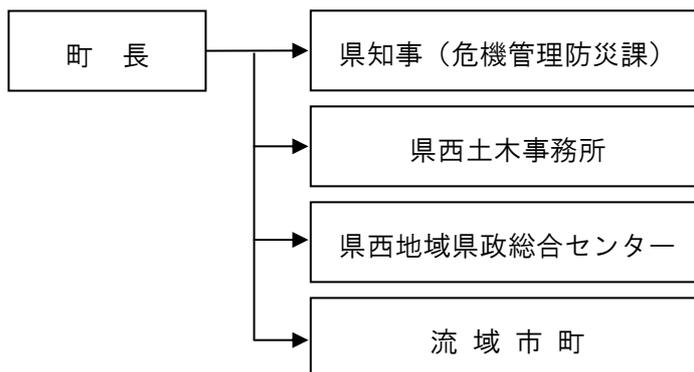
- ① 避難を要する理由
- ② 避難指示等の対象地域
- ③ 避難先とその場所
- ④ 避難経路
- ⑤ 注意事項

(4) 避難措置の周知等

1) 関係機関への報告

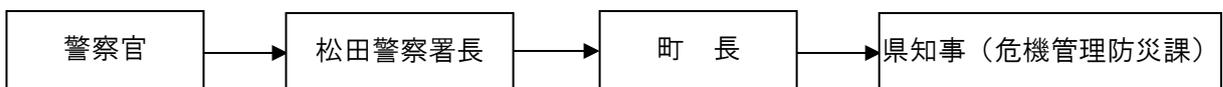
避難の指示を行った者は、次により、必要な事項を報告又は連絡する。

① 町長の措置

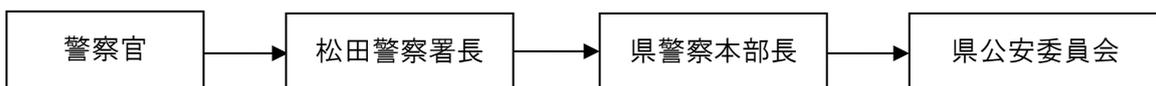


② 警察官の措置

ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 警察官職務執行法に基づく措置



③ 自衛官の措置



(5) 避難所の開設

大規模風水害等の災害が発生した場合、住宅の破損、倒壊、焼失又はライフラインの機能停止等により、日常生活が困難になることが予想される。

町は、小学校、中学校及び生涯学習センター等を避難所として開設し、被災者に対する可能な支援を行う。

また、避難所での生活が困難となる要配慮者のための福祉避難所を開設するものとする。

併せて、諸事情により車中泊による避難を希望する避難者に対応するため、状況に応じ車中泊避難所を開設するものとする。

なお、避難所における生活環境の違いに注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等の多様性等にも配慮する。

1) 避難所開設の要否判断

本部長は、次のいずれかに当該すると判断したときは、避難所を開設する。

- ① 避難所を開設する必要があると認めた場合
- ② 二次災害発生等のおそれがあり、避難所への収容が必要であると認めた場合

2) 避難所の開設及び運営体制

- ① 避難所の開設は、施設の被害状況を確認後、避難所開設指示に基づき教育部及び施設管理者が主体となって実施する。この際、各課から所要の要員を増援する。
- ② 開設直後の運営体制は、避難所担当職員及び施設管理者等が中心となり、避難所運営の初期の対応を行う。
- ③ 避難所の開設・運営にあたっては、関係する自治会及び自主防災組織に協力を要請する。
- ④ 避難所開設後（上記①の場合を除く）の運営体制は、避難者及び自主防災組織等を中心に運営する。
- ⑤ 避難所に指定された小中学校の校長等は、避難所運営が円滑に行われるまでの間、避難所の運営について協力、支援する。
- ⑥ 避難者、自主防災組織、ボランティア等は、避難所担当職員及び施設管理者等と協力し、避難所運営を自主的に行う。

3) 運営本部の設置

- ① 避難所が開設された場合は、避難者を中心とした「避難所運営本部」を設置し、自主的な管理運営を行う。
- ② 避難所担当職員及び校長等は、この避難所運営本部設置のための助言を行うとともに、運営の支援を行う。
- ③ 避難者、自主防災組織、避難所担当職員が一体となった避難所運営を行うため、避難所運営本部の中に「避難所運営委員会」を設置する。
- ④ 避難所運営委員会は、避難者、避難所担当職員、校長等、自主防災組織及びボランティア等の代表者で構成し、避難所運営の総合調整を行う。

《避難所運営委員会の主な役割》

- 避難所の設営及び避難者の受入れ
- 町災害対策本部及び防災関係機関等への情報伝達及び連絡調整
- 負傷者、病人、要配慮者の救護

- 避難所施設の安全点検及び施設管理
- 避難者名簿の作成
- 避難所関連物資、食料等の調達、受入れ、分配
- 避難所内の衛生管理
- 被災者への情報提供
- 避難所における犯罪防止
- その他必要な事項

4) 避難所の開設場所

事前に避難所として選定した小中学校体育館、生涯学習センター多目的ホール以外の町有施設等についても、被害状況等の安全を確認したうえで避難所として開設できるものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

併せて、状況に応じ町が管理する施設の駐車場等を車中泊避難所として開設する。

さらに、観光客や要配慮者等に配慮し、必要があれば、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保を行う。

5) 避難所開設の周知

災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して避難所を開設する。ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、あらかじめ指定された避難所を開設できるものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所を開設する。

本部長は、避難所を開設した場合、防災行政無線、広報車等により、避難所の開設を町民に周知する。また、県、松田警察署、自衛隊、その他防災関係機関に連絡する。

6) 避難者の範囲

避難所に受入れる避難者の範囲は、次のとおりとする。

- ① 住宅の被害を受け、居住の場所を失った者
- ② ライフラインの機能停止等により、日常生活が困難になった者
- ③ 観光客、町内通勤者等帰宅困難者
- ④ 二次災害等により被害を受けるおそれがある者

7) 避難所の運営管理

① 男女のニーズの違い等の多様性などに十分配慮するほか、自主防災組織等の町民代表、施設管理者及び町職員で構成する避難所運営協議会を設置し、避難所の円滑な運営を行う。また、運営方針を決定する段階から、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう、十分配慮する。避難所の運営にあたっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努める。

② 各避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等（在宅避難者）に係る情報の把握に努め、県等に報告を行う。また、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難所の生活環境については、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、

医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策やエコノミークラス症候群対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握を行い、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努める。また、要配慮者や妊産婦、母子のためのスペースの確保に努めるとともに、男女ペアによる巡回警備等により、避難所の安全確保に努める。さらに、ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるよう努める。

- ③ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、避難生活環境の確保に努める。
- ④ 避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置する。
- ⑤ 避難所のライフライン復旧に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ⑥ 各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者のリスト作成等を実施し、必要に応じ被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成する。なお、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底する。また、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力のもと、公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報を把握するほか、応急仮設住宅の建設可能地をリストアップする。
- ⑦ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- ⑧ 避難所における避難者の避難生活が長期間に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努める。

(6) 避難路の通行確保と避難の誘導

町は、あらかじめ避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、消防職員、警察官、その他の避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努める。なお、その際は、避難措置の実施者の安全確保に留意する。

また、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

1) 避難の実施

- ① 避難指示等を受けた町民等は、その避難指示等に従い避難所へ避難する。
- ② 避難に際して避難措置の実施者は、避難者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

2) 避難誘導

① 町民等

避難が必要と認められる地域から避難所、又は、指定避難場所までの避難誘導は、自主防災組織、町職員、小田原市消防本部職員、消防団及び現場の警察官が連携して行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災

害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保（垂直避難／屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動すること）」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

② 学校、事業者等の避難誘導

学校、幼稚園、こども園、保育所・放課後児童クラブ、社会福祉施設、事業所、鉄道機関等多数の人が集まる場所における避難の誘導は、原則として、その施設の管理責任者が、あらかじめ定める避難計画に基づき実施する。

③ 要配慮者の避難誘導・移送

要配慮者に対しては、最優先で避難誘導・移送を行う。その場合、車両輸送やタンカ搬送等個々の状況に応じた避難を自主防災組織、町民、関係事業所、職員等が中心となって実施する。町は、自主防災会長及び民生委員児童委員等との情報交換により、要配慮者の避難・移送が適切かつ確実に行われたかの確認及び収容先避難所の把握を行う。

3) 避難の方法

① 携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限のものとする。また、平常時から、非常用袋等を用意しておくよう広報紙、ハザードマップ、防災ハンドブック等で周知する。

② 避難の誘導方法

避難に際しては、混乱なく迅速に避難誘導するため、次の事項に留意し実施する。

ア 災害の拡大方向を見極め、適切な時期に適切な方向へ避難誘導する。

イ 要配慮者を優先するとともに、できる限り早めに事前避難させるよう努める。

ウ 避難経路は、災害対策本部からの指示が特にない場合は、避難の誘導にあたるものが関係者と連携を取り、選定する。

エ 避難経路の選定は、火災、落下物、危険物、パニック等の起こるおそれのない経路を選定し、また、状況により、あらかじめ経路の現況を確認して行う。

4) 関係機関の活動

① 自主防災組織

自主防災組織は、町職員、小田原市消防本部職員、消防団員、警察官等の避難誘導員との連携を図りながら避難誘導活動を行う。災害の状況によっては、自主防災会長が自主的に避難誘導を実施する。

② 消防本部

ア 火災の進展予測により、住民を避難させる必要があると判断したときは、町の災害対策本部に対し、火災の延焼予測及び避難を必要とする地域、避難の安全方向等の必要な情報を通報する。

イ 火災の進展が急速で、人命への危険が著しく大きいと認められ、かつ、アの措置をとる時間的余裕がないときは、住民に避難の指示等を行った後、所要の通報をする。

③ 消防団

避難指示等が発令された場合に、町民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。

④ 警察

- ア 迅速かつ安全に避難ができるよう、必要に応じて交通規制を行い、避難道路の通行確保に努める。
- イ 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握したうえ、安全な避難路を指定し、避難誘導を実施する。
- ウ 避難者の混乱による事故や支障が生じないように、広報活動を行う。

⑤ 町職員

- ア 避難指示等が発令された場合に、町民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。
- イ 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握したうえ、安全な避難路を指定し、避難誘導を実施する。
- ウ 避難場所及び避難所には、所要の職員を配備し、関係機関の職員と連携を取り、避難者の保護及び避難所の秩序維持に努める。

5) 観光客に対する避難措置

① 観光客等の安全確保・保護

旅館・民宿、観光施設（町管理施設を含む）等の所有者、管理者及び自主防災組織等に対し、観光客の安全確保・保護に努めるよう要請する。

② 観光客等への情報提供

町管理の観光施設等を中心に以下の内容の情報を提供する。

- ア 観光客等に対する避難措置の内容
- イ 近くの避難所

③ 観光客等への行動指示

- ア 落ち着いて行動すること。
- イ 自動車の使用は状況が判明するまで控えること。
- ウ 町職員等の避難誘導等の指示に従うこと。

6) 学校等の避難措置

避難の必要がある場合、小、中、高等学校及び幼稚園、こども園、保育所・放課後児童クラブ（以下「学校等」という）の管理責任者は、次により児童・生徒等を迅速、適切に避難させる。

① 第一次避難

災害が発生する可能性が予想されるとき、又は災害発生直後は、教職員等の指示により、児童・生徒等を安全な場所に誘導し、集合させ、人員の確認と同時に教職員等の手分けにより、施設内を巡回し、残留している児童・生徒等の有無等を確認する。

ア 人員の確認、点呼

児童・生徒等の掌握は最も重要であり、緊急に行わなければならない。そのため、安全な場所に集合させ、直ちに人員点呼を行う。

イ 児童・生徒等の中には恐怖のため、教職員等の指示も耳に入らず、衝動的に施設外（自宅等）に逃避する者もあることを頭におく。

② 第二次避難

施設管理責任者は第一次避難を完了した後、速やかに、被災の状況、児童・生徒等の安全

を確認し、教育委員会等へ報告するとともに、二次災害の発生のおそれ等施設外避難の必要を認めるときは、災害対策本部と協議し、安全な場所に避難誘導する。

ア 避難誘導方法

避難行動にあたっては、でき得る限り小グループに区分し、グループごとに教職員等を配置し、避難途中における脱落者のないよう配慮し、実施するものとし、特に次の事項について留意する。

- a 特に児童及び園児等は校舎を出ると、恐怖心、家族の安否の心配から団体から離れやすいため、脱落者のないよう十分配慮する。
 - b 避難行動に際しては、運動靴を履き、帽子を被り、カバン等の荷物は持たないように指示する。
 - c 児童・生徒等にとっては、教職員等は唯一の頼りであることを念頭に置き、的確な判断により行動する。
 - d 児童・生徒等が引率者を見失うことのないよう色腕章、標示布（旗）等を用いる。
- ③ 保護者への引渡し施設管理責任者は、被害の状況等から園児、児童を帰宅させる場合は、保護者に連絡を行って引き渡すことを原則とする。この場合、災害対策本部に連絡をとり、防災行政無線による保護者引渡し放送を依頼する。生徒については、帰宅地区ごとにグループを編成し、教職員の引率のもと帰宅させる。施設管理責任者は、保護者への引渡しが困難と思われる場合、又は保護者への引渡しが困難な児童・生徒等については、引き続き学校等で保護する。この場合も、防災行政無線での放送を依頼する。

7) 医療施設における避難措置

災害が発生、又は災害のおそれが発生し、避難の必要がある場合、医療施設管理者は、次により、迅速、適切に避難させる。

① 災害直後の措置

医療施設内に収容されている患者等は、起居動作の不可能又は困難な傷病者、高齢者が多く、施設管理者は、災害が発生した場合、敏速、適確に被災の状況を把握するとともに、患者等に対しては、極度の恐怖感、不安感をなくすよう努め、また、緊急に避難が実施できるよう輸送車両並びに搬送用タンカ、その他必要資機材を確保し、医師、看護師、保護者等を適切に配置する。

② 避難行動の措置

被災の状況、事態の推移から判断して、避難する必要を認めた場合は、患者等の病状及び身体の状態に応じ区分し、輸送又は搬送のほか歩行可能なものは徒歩により、医療管理に必要な職員を誘導員として随伴させ、所定の避難所又は他の安全な医療施設等に移送する。

③ 応援協力の要請

患者等の避難に要する車両及び人員が不足するとき、その他独自では避難させることが困難であるときは、本部長に応援協力を要請する。

8) 避難指示等の解除

当該町民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められたときとする。解除の伝達方法は避難指示等を伝達する際の方法を準用する。

(7) 帰宅困難者への対応

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図る

とともに、滞在場所の確保等の支援に努める。滞在場所の運営にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努める。

また、事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、県・鉄道事業者への情報伝達を行う。

さらに、帰宅困難者を施設へ誘導する際には、道路状況など安全の確保に特に留意する。

(8) 広域避難

大規模な災害が発生し、町単独では住民の避難場所の確保が困難となり、町の区域外への避難、及び指定避難所や応急仮設住宅の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県を通じて他の都道府県との協議を求める。

(9) 応急仮設住宅等

1) 応急住宅対策

大規模風水害等の災害発生時、家屋の倒壊、火災等により、住宅を失った町民に対し、応急仮設住宅の建設、町営住宅等への一時入居、民間アパートの活用などにより、一時的に住宅を確保する。

また、必要に応じて、町建設業協同組合等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

2) 応急仮設住宅

避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力のもと、公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報を把握するほか、応急仮設住宅の建設可能地をリストアップする。

また、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

① 応急仮設住宅必要戸数の把握

町は、災害発生後、速やかに、被害調査を行い、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅及び民間賃貸住宅などの戸数を調査する。

また、応急仮設住宅の建設にあたり、高齢者や障がい者がいる要配慮者世帯については、配慮が必要なため、被害を受けた要配慮者世帯数も合わせて把握する。

② 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

入居対象者は、災害により、住宅に被害を受け、居住することが困難な状態となり、自らの資力では、住宅を確保できない町民とする。

入居者募集を行う際は、要配慮者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考する。

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

③ 設置場所

設置場所は、水道・電気等の敷設が可能で、かつ、保健衛生上好適な地、交通の便、地域

のコミュニティ等にも考慮し、町有地から選定する。

④ 規模等

一戸建て又は長屋建てとし、標準となる規格、仕様、間取り等は別に定め、迅速に建設でき、プライバシーが確保できるよう配慮する。

要配慮者のいる世帯へは、手すり等の付帯施設の設置や段差の解消などに努める。

1戸あたりの基準面積や建設費用等は、災害救助法の定めるところによる。

⑤ 着工期間

着工は、災害発生の日から原則として20日以内とし、県や町建設業協同組合に応援を求め、迅速に建設する。

⑥ 入居者の募集

入居者の募集は、避難所内への掲示や、町広報紙等により行う。希望者が建設戸数を超えた場合は、抽選とするが、要配慮者がいる世帯を優先する。

⑦ 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

また、管理は、県と連携を図り行う。

⑧ 供与期間

供与期間は、完成の日から原則として2年以内とする。

3) 公営住宅等への一時入居

町は、被災者の一時入居のため、管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用する。

また、県、県住宅供給公社、他の市町村の協力を得て、広域的に住宅を確保、あつせんする。

4) 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その所有者に建物の提供について協力を要請する。

一時入居対象者に対しては、民間アパートや企業の社宅等の情報を提供するなど、民間アパート等の活用促進を図る。

5) 住宅の応急修理

① 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、災害により、住宅が半壊等の状態にあり、当面の日常生活ができない、又は、自らの資力では修理できない町民とする。

② 規模等

居室、台所、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分とし、費用は、原則として、災害救助法に基づく実費弁償の限度額以内とする。

③ 応急修理期間

災害発生の日から原則として1箇月以内とし、町が行う応急修理は、町建設業協同組合等に協力を求め実施する。

(10) 要配慮者への配慮

- 1) 避難誘導、避難所での生活環境の確保、応急仮設住宅への入居にあたっては要配慮者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握、福祉避難所の指定、高齢者、障がい者等の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。
 - 2) 高齢者、障がい者等に対して、必要に応じて社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施する。また、在宅の避難行動要支援者の所在情報を把握し、迅速に避難ができるよう努める。
 - 3) 避難所の運営にあたって、高齢者、障がい者等健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努める。
 - 4) 避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたって、留学生など外国人に十分配慮する。
 - 5) 在宅又は施設利用の高齢者及び障がい者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織と協力して実施する。
 - 6) 身体障がい者が避難所等へ身体障がい者補助犬を同伴して避難した場合には、他の避難者への配慮を行いつつ、身体障がい者と身体障がい者補助犬を分離せず受け入れる。
- (11) 多様性に配慮した生活環境の確保
- 1) 被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めるほか、LGBTQなどの多様性にも配慮する。
 - 2) 県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、女性や子供に対する暴力等を予防するための照明の設置などにより安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
 - 3) 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの加害者にならないよう、被害者を生まないように、全ての人に「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
 - 4) 外国人等の被災者・避難者の支援にあたっては、言語や習慣の違い等による不利益を与えないように配慮する。
 - ・通訳アプリや通訳ボランティア、災害多言語支援センターを活用し、災害情報等の伝達を図る。
- <災害時に使えるツールの紹介>
- 多言語音声翻訳アプリ「ボイストラ」 <http://voicetra.nict.go.jp>
18言語でニュースを配信する「NHK ワールド」 <https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/>
自治体国際化協会「災害時多言語情報」 <http://dis.clair.or.jp>
気象用語を翻訳した「多言語辞書データ」
<http://www.data.jma.go.jp/developer/multilingual.html>
- ・外国人の存在を知らないことによる誤解に起因する排除や差別が発生しないように配慮する。
 - ・外国人の行動に対する誤解に起因する排除や差別が発生しないように配慮する。

(12) 生活関連物資の確保体制

1) 食料の確保

災害発生直後に必要となる生活必需物資は、防災センター地下防災倉庫及び防災備蓄倉庫に備蓄する物資により対応する。

2) 炊き出しによる供給体制

学校等の給食施設を利用して炊き出しを行う。炊き出し用の米の確保については、農林水産省と連携を図るほか、町内の米穀届出販売事業者等から確保する。

なお、炊き出しに伴う人員確保については、避難所運営本部と調整する。

3) 避難所における食物アレルギー対策

食料の備蓄、供給については、可能な限り食物アレルギーへの配慮を行う。具体的には以下のような対策に努める。

- ・食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄する。
- ・食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるよう配慮する。
- ・食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする。
- ・避難所において、食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用する。

(13) ボランティアの活用

避難所の運営では、人的確保が急務となることから、救援物資の搬入、搬出、安否確認、炊き出し及び要配慮者の介護など避難所運営全般にわたってボランティアの協力を得る体制とする。

救援活動を行うボランティアの受入れについては、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応する。

(14) 避難所の開設期間

避難所の開設期間は、災害救助法に基づき災害発生の日から原則として7日以内とする。

ただし、町長は、状況により期間延長する必要がある場合、県知事の事前承認を受けて延長する。

(15) 避難所の閉鎖

1) 応急仮設住宅の建設及び提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により移転先の確保を行い、避難所の早期閉鎖を図る。

2) 避難者数の減少に応じて避難所の統廃合を行い、学校教育の早期再開と学校機能の回復等を図る。

3) 避難所から避難者が全員退去した場合は、避難所を閉鎖し、関係機関に連絡する。

また、要配慮者用施設についても同様とする。

第7節 保健衛生、防疫、行方不明者対策等に関する活動

被災者の健康保持のため、町は必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

(1) 保健衛生

1) 保健活動

① 被災者に対する保健相談

被災地、特に、避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行う。

避難所等の被災者、特に、高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、風邪等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保等を目的とする健康診断を行う。

また、被災者のこころのケアを行うために、※**かながわDPAT**や医療保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じる。また、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努める。

※**かながわDPAT**とは

神奈川県によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことをいう。

② 被災者に対する栄養相談

必要に応じて、避難所等の被災者に対し、疾病者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じるものとする。

2) 衛生活動

① 避難所等の衛生活動

避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努める。

② 食中毒防止

被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するために食品衛生監視、給食施設の衛生活動について、必要があるときは、県に対し、その実施を要請する。

(2) 防疫対策

災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、町長は、被災地の状況に応じて的確な指導あるいは指示を行う。

町は、災害時における感染症のまん延を防止するための措置を講じる。

1) 防疫体制の確立

感染症等の発生又は発生が予想される被災地域等を迅速に把握して、対策方針を定め、状況に応じて防疫班を編成し、防疫活動体制を確立する。

防疫器具・薬品等の確保については、現有の機材及び町内業者等からの調達で確保し、不足する場合は県に対し、調達あっせんを依頼する。

2) 県の指示

県から次の指示がある場合、町はその指示に基づき防疫対策を実施する。

① 感染症予防上必要と認めた場合の清掃方法及び消毒方法

感染症予防上の必要に応じて、被災地、避難所その他必要な場所の清掃及び消毒を行う。

② ねずみ族、昆虫の駆除

感染症予防上の必要に応じて、被災地、避難所その他必要な場所のねずみ族、昆虫の駆除を行う。

③ 予防接種の指示

防疫・予防上必要と認める場合、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する。予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保などを迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

④ 厚生労働省の承認を得たうえでの予防内服薬の投与

3) 町の活動

① 県と常に緊密な連携を取り、被災地及び避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努め、また必要な予防措置を行う。

② 町民等に対し災害に伴う家屋及びその周辺の清掃を行うよう、指導又は指示を行う。

4) 実施順位

災害により、衛生環境が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施する。

① 下痢患者、有熱患者が多発している地域

② 避難所

③ 浸水地域、その他衛生条件が良好でない地域

(3) 行方不明者等の搜索、収容、処理、埋葬

1) 行方不明者等の搜索

① 対象者

災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情により、既に死亡していると推定される者。

② 行方不明者等の搜索

ア 遺体の発見、通報

a 町は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに松田警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底する。

b 町は、死亡者を取り扱った場合には、必ず松田警察署に通報し、見分・検視を受けさせることを徹底する。

イ 搜索

行方不明者等の搜索は、警察、消防本部、消防団、自衛隊等の関係機関及び自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに行うものとする。

2) 遺体対策等

遺体対策については、適切な対応をとるため神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。

また、必要に応じ、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。

① 遺体の検視、調査等

遺体の検視、調査等は、警察が行う。

② 遺体の検案

ア 検案は、警察協力医、救護班又は応援協力により出動した医師が行う。

イ 検案後、町は必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

③ 遺体の収容

ア 町は、松田警察署と協議し、あらかじめ適当と認められる公共施設を選定し、遺体収容（安置）所として開設する。

イ 町は、捜索等により収容された遺体を遺体収容（安置）所に収容する。この場合、遺体を搬送した者の氏名、住所、遺体を発見した場所、遺体の氏名・住所等を必ず聴取し、遺体収容所内にいる各班担当者に確実な引継ぎを行う。

ウ 町は、検案の終了した遺体について、「遺体処理台帳」及び「埋火葬台帳」（様式編『様式-21』及び『様式-22』（p. 415～416）による）を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。

④ 身元確認

町は、警察、地元自治会長等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

⑤ 遺体の引渡し

ア 町は、遺体の検視、調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。当該遺体について身元の確認ができない場合は、町が引渡しを受ける。

イ 町は、遺体の検視、調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を掲示し、遺族等の早期発見に努める。

ウ 町は、遺族等の引き取り者がいない場合は、埋火葬を実施する。

⑥ 資機材の調達等

町は、警察、県、近隣市町村と協議して、広域的な連携体制を構築し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保する。

⑦ 広報

町は、遺体（死亡者）数、死亡者の氏名、身元不明死体数等の広報にあたっては、警察、消防等関係機関と協議の上、統一的に行うものとする。

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

町は、災害により長期の避難生活が発生すると見込まれる場合には、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用さらには広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食料等を供給する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮したものとする。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分配慮する。

また、避難所以外で避難所生活を送る方や、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、物資等が提供されるよう努める。

(1) 飲料水及び生活用水の確保・供給

1) 給水方針

町は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3リットルの応急給水を行う。

2) 給水需要の予測

災害対策本部は、災害発生後、直ちに、以下の状況を調査し、給水需要を予測する。

① 配水池等水道施設（資料編『資料－15』（p. 260～261）による）の被害状況及び復旧の見込み

② 給水機能停止区域、世帯、人口

3) 飲料水の確保

町は、水道事業者に要請して飲料水の確保を行うとともに、自ら湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

水道事業者は、応急給水用飲料水及び水道施設の確認に努める。

① 非常用飲料水貯留槽、浄水場等

被災した町民等の飲料水は、非常用飲料水貯留槽（町内4箇所 計120 m³）（資料編『資料－15』（p. 260～261）による）、皆瀬川浄水場、丸山配水池、前耕地ポンプ場（自家発電装置により日量2,240 m³の揚水が可能）により確保する。

② 避難所の受水槽等の利用

施設の被害状況を確認し、避難所の受水槽、高架水槽等の保有水も飲料水として利用する。

③ 甚大な被害により水道施設等から飲料水が確保できない場合は、鋼板プール水（資料編『資料－15』（p. 260～261）による）、井戸水、河川の水等を簡易ろ水機により十分殺菌を行った上で、飲料水、生活用水として利用する。

④ 広域応援協定や小売業者等との協力協定等により、飲料水を確保する。

4) 応急給水

① 町は、給水班を組織し、非常用飲料水貯留槽、浄水場等から給水車、ポリタンク等により、給水所等へ飲料水を搬送し応急給水を実施する。町の給水班を編成するにあたっては、連続・長期間の給水支援活動に対応できるよう、全庁体制で対応する。

被害甚大で町による給水の実施が困難な場合は、ペットボトル飲料水等の物資支援は県に要請し、給水車派遣は水道事業者と連携して公益社団法人日本水道協会に要請するとと

もに、協定締結先に必要な支援を要請するほか、自衛隊給水車や県・他の自治体等へ必要に応じて応援を要請する。

② 給水場所は、避難所その他指定の場所に限定する。

給水場所、給水時間は、事前に町民等に周知する。

③ 給水優先施設

町民等に対する給水のほか、次の施設へは、優先的に給水する。

ア 医療機関

イ 社会福祉施設

ウ 避難所

エ その他指定する場所

④ 給水量

ア 飲料水として給水する場合の給水量は、1人1日当たり3リットルを目安とする。

イ 飲料水以外の生活用水等の確保については、その時点での給水能力を考慮して対応する。

⑤ 町民等の対応

ア 大規模な災害が発生した場合には、2～3日程度は、原則として、町民自身が備蓄する飲料水で対応するよう努める。

イ 町民相互の連携

在宅の要配慮者への水の搬送等は、自主防災組織等地域で対応するものとする。

5) 水道施設の応急復旧

町は、山北町管工事組合等に協力を求めて、水道施設の応急復旧を速やかに実施する。簡易水道給水区域においては、自主防災組織と連携し、復旧体制の強化を図り早期の復旧に努める。また、「日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書」（協定編『協定－3』（p. 290～293）による）に基づき、他市町より、復旧用資機材を確保する。

6) 応急飲料水以外の生活用水の供給

町は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

(2) 食料の調達・供給

1) 供給方針

町は、災害により長期の避難生活が発生すると見込まれる場合には、備蓄食料等を活用するとともに、主要食料及び副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

2) 食料等の供給需要の把握

次の供給対象者を参考に、食料等の供給需要を把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数、食料等に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

① 避難所、車中泊避難所に受入れた者

② 住居に被害を受けて炊事のできない者

③ 観光客又は一時滞在者

④ ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設等の入所者

⑤ 応急対策活動に従事する者

⑥ その他本部長が必要と認める者

3) 食料の調達・供給活動

町備蓄食料等を活用した食料品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、調達計画に基づき地区内小売業者等から調達した食料及び広域応援協定等により調達した食料や、全国からの支援物資等を被災者に供給し、又は応急給食を実施する。必要な食料品等の調達が困難な場合は、県及び防災協定締結先等に対して支援を要請する。

ただし、政府所有米については、交通・通信の断絶により県の指示が得られない場合、直接農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請する。

① 町備蓄食料等の供給

災害発生後、食料等の応急体制が整うまでの間、被災者等への食料等の供給は、町備蓄のサバイバルフーズ、アルファ米等を活用する。

② 炊き出し

ア 炊き出しは、原則として、学校等の給食施設を使用し、給食調理員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。また、必要に応じて、県を通じ自衛隊に炊飯等を要請する。

《給食施設の被害状況の把握》

学校等の給食施設の被害状況を調査し、炊き出し用の調理が可能か把握する。被害を受けている給食施設については、応急復旧工事を実施する。

イ 炊き出しに際し米穀の確保が必要な場合は、町内の米穀届出販売事業者より調達する。調達が困難な場合は、県に支援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合で、交通・通信途絶のため知事に要請できない場合は、政府所有米穀の供給を農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請する。

ウ 副食、調味料については、町内業者から適宜調達する。ただし、調達が困難な場合は、県に支援を要請する。

エ 乳児に対する粉ミルク、幼児・高齢者や病人に対する給食等について配慮する。

③ 弁当業者等からの調達

弁当業者、製パン業者等からの調達が可能な場合は、各避難所等までの配送を含めて依頼する。

④ 食料の搬送

食料の搬送は、次のとおりである。

ア 町が備蓄する食料は、町が搬送する。

イ 県からの救援食料は、町の物資受入拠点等で受入れる。ただし、交通障害により集積地までの交通手段を得ることができない場合は、集積地の変更又は緊急輸送を要請する。

⑤ 食料等の供給活動を効率的に実施するため、供給場所は、避難所及びその他の指定する場所とし、供給場所・時間等について広報を行う。

⑥ 上記⑤のほか、食料等の供給活動は、以下のような場合に実施する。

ア 災害により孤立し、食料調達の困難が予想される地域

イ 医療施設、社会福祉施設

⑦ 町民等の対応

ア 大規模な災害が発生した場合には、原則として、避難所に受入れた以外の町民については、2～3日程度は、町民自身が備蓄している食料で対応する。

イ 町民相互の連携

在宅の要配慮者への食料の配送等は自主防災組織等地域で対応する。

- ⑧ 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所受入れ者に限定し、供給需給の明確化を図る。

4) 調達食料等の集配と配分

主要食料等を受入れ、被災者等に対して応急給食を実施する。

(3) 生活必需物資等の調達・供給

1) 供給方針

町は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し供給する。

2) 生活必需物資の需要の把握

生活必需物資の供給対象者の基準は、次のとおりである。供給数は住宅被害数により推計する。

① 供給対象者

災害によって住宅に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、これらの物資を直ちに入手することができない状態にあると認められる者。

② 生活必需物資の範囲

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

No.	品 目	内 容
ア	寝具	毛布、布団等
イ	衣料品	洋服、作業着、子供服、下着類等
ウ	炊事用品	鍋、炊飯器、包丁等
エ	食器	茶碗、皿、箸等
オ	日用品雑貨	懐中電灯、乾電池、衛生材料、雨具等
カ	光熱材料	マッチ、ローソク、LPガス等
キ	その他	紙おむつ、医薬品、ラジオ等

3) 生活必需物資等の調達及び供給

町備蓄生活必需物資の活用を図るとともに、調達計画に基づき地区内小売業者等から調達した生活必需物資、広域応援協定等により調達した生活必需物資及び応援物資等を被災者に供給する。

また、必要な生活必需物資の調達が困難な場合は、本部長は、県に対して支援要請する。

- ① 生活必需物資の供給は、被災者名簿により、世帯構成員数に応じて、被災世帯ごとに供給する。

- ② 生活必需物資の欠如により、身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者に対し、優先的に供給する。

- ③ 供給は、自主防災組織、さらには、ボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施するものとする。

4) 調達した生活必需物資等の集積と配分

生活必需物資等を受入れ、被災者に対して配分する。

5) 救援物資（義援物資）の取り扱い

大規模風水害等の災害の場合には、救援物資が多数輸送されることが予想される。

救援物資の仕分け・配送・積み下ろし等は、運送業者、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て町が行い、これを被災者に効果的に配分する。

第9節 文教対策

風水害については、天気予報や気象情報など、事前の情報収集等が非常に重要となる。登校前に、町教育委員会や学校で定める臨時休校に該当する警報などが発表されている場合には、児童・生徒等の安全確保のため、臨時休校の措置を講じることを原則とする。また、児童・生徒等の在校時における下校の判断は、様々な情報を踏まえ、早い段階で決定し、実施する。

災害発生時には、児童・生徒等の安全確保を図るとともに、学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教員及び学用品等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 児童・生徒等保護対策

校長は、災害時においては、避難実施計画に基づき、児童・生徒等の保護に努める。

1) 学校の対応

- ① 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。
- ② 児童・生徒等の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校で児童・生徒等を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡す。ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者が来校するまでは、学校で児童・生徒等を保護する。
- ③ 校長は、町教育委員会に避難誘導等の状況を速やかに報告する。
- ④ 初期消火及び救護・救出活動等の防災活動を行う。

2) 教職員の対処、指導基準

- ① 学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童・生徒等の安全確保を図った後、避難誘導を行う。その後、対策本部の指示により、さらなる児童・生徒等の安全確保に努める。
- ② 障がいのある児童・生徒等については、介助体制などの組織により対応する等、十分配慮する。
- ③ 児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。
- ④ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- ⑤ 児童・生徒等の安全を確保した後、対策本部の指示により防災活動にあたる。

(2) 応急教育対策

1) 応急教育の実施

町教育委員会は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教育施設、教員及び学用品等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2) 被害状況の把握及び報告

校長等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童・生徒等及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会に報告する。また、町教育委員会においては、町について取りまとめのうえ、県西教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

3) 教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

① 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

② 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

③ 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図る。

④ 公共施設の利用

被災を免れた社会教育施設、体育施設等その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

4) 教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

① 臨時参集

教員は原則として各所属に参集する。ただし、交通途絶で参集不能な場合は、最寄りの学校（小・中学校）に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校において、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等について、町教育委員会に報告する。また、町教育委員会において取りまとめのうえ、県西教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

ウ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整える。

② 退職教員の活用

災害により教員の死傷者等が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をたてる。

5) 学用品等の確保

町教育委員会は、災害により、喪失・き損した教科書等の学用品について、その種類、数量の調査を行い、県西教育事務所を通じて県教育委員会に報告し、供与要請を行う。

6) 学校納付金等の免除

町教育委員会は、被災により学校納付金の減免等が必要と認められる者については、校長等と協議し、学校納付金等の減免等の特別措置を講じる。

7) 児童・生徒のメンタルケアの対応

校長等は、被災後、児童・生徒等のメンタルケアに対応するため、日頃から学校医、スクールカウンセラー及び教育相談機関等との連携を密にし、校内相談体制の整備を図るとともに、校内研修に努める。

(3) 文化財対策

文化財が被災した場合、町教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するための応急措置を実施するよう、所有者又は管理者に指示するとともに、国や県に被災状況を報告する。

第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

災害発生後、特に初期には、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うために緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため、県公安委員会は一般車両の通行禁止などの交通規制を速やかに実施する。

また、県は、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送道路の確保に努めるなど、総合的な緊急輸送を実施する。

(1) 交通の確保

1) 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施

① 通行の禁止又は制限

ア 各道路管理者は、災害により、交通が危険であると認められる場合は、交通の危険を防止するため、必要に応じて通行の禁止又は制限の措置を行う。

イ 各道路管理者は、通行の禁止又は制限を行う場合は、県公安委員会と調整して必要な対応を実施する。

ウ 交通規制は、道路管理者の指示のもと、警察や町交通指導隊などの協力により実施する。

② 道路交通情報の周知

道路通行規制等の道路交通情報について、町は、防災行政無線等により、町民及び関係者に周知徹底させる。

2) 道路の応急復旧等

大規模風水害等の災害発生時には、道路、橋梁等の構築物の被害とともに、倒壊した家屋、工作物の転倒落下等により、大量の障害物が発生する。これらの道路被害、障害物は、消火、救助、救護活動等のための緊急車両の通行及び被災者の生活障害となるため、町は、防災関係機関と連携し、道路の障害物の除去及び応急復旧を迅速に進め道路機能の確保に努める。

① 重要道路の被害状況の把握及び障害物除去・応急復旧

ア 道路の被害状況の把握等

町は、管内の道路のうち応急対策活動上重要な道路（管理者のいずれかを問わない）について、早急に被害状況を把握し、警察、消防等関係機関に通報する。国道、県道等の支障箇所については、県西土木事務所等道路管理者へ通報するとともに、適切な処置を要請する。

また、道路占用工作物（電力、通信、その他）等に被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者にその安全措置を要請し、道路の保全を図る。

② 道路の障害物除去・応急復旧

ア 町は、町建設業協同組合等の協力を得て、町内全般の被害状況等に基づき、優先順位を設定して効率的な障害物除去・応急復旧活動を実施し、道路の機能確保に努める。この際、各道路管理者・防災関係機関、自衛隊等が連携を図り、迅速な人命救助活動、消火活動、被害復旧等の実施に留意する。

イ 重要道路

a 県、町が指定した緊急輸送道路等及び県公安委員会が指定した緊急交通路（資料編『資料－8』（p.252）『資料－9』（p.253）『資料－10』（p.254～255）による）

b 消火活動、救出活動上重要な道路

- c 緊急医療計画上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）
- d 救護物資の輸送上重要な道路
- e 広域応援受入れ上必要な道路

ウ 町建設業協同組合等で対応が難しい場合は、町災害対策本部から県災害対策本部へ応援要請を依頼する。

エ 道路の障害物除去・応急復旧により生じた災害廃棄物等は、あらかじめ決められた場所、若しくは、可能な仮置場を決定し、処理するものとする。

3) 生活道路の確保

初動対応期における重要道路の緊急確保の活動が一応の目標を達成した段階において（状況によっては、もっと早い段階から）は、被災者に対するきめ細かな救援活動を実施する上で必要であり、かつ、被災者の生活再建を支援する上でも重要となる生活道路の確保を行う。

- ① 生活道路の被害状況を把握し、その重要度に応じた復旧方針を作成する。
- ② 町民の自主的な生活道路確保活動を支援するために、道路上障害物の仮置き場等を選定し、周知する。
- ③ 町内の被害が甚大な場合、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得て、道路上の障害物の除去を実施する。

4) ヘリコプター臨時離着陸場

町は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図る。

(2) 緊急輸送

町は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あつせんを依頼する。

(3) 緊急輸送車両の確保対策

1) 基本方針

① 輸送車両等の需要予測

町は、災害による被害状況及び応急対策活動の状況から、各応急対策活動に必要な輸送車両等の需要予測を行い、不足する輸送手段について関係機関に協力を要請する。

② 輸送手段の確保・運用

町は、県及び関係機関の協力を得て災害応急対策活動に不足する輸送手段を確保する。また、緊急車両の運用に際しては、災害発生後概ね3日間は、救出救助活動に支障がないよう人命優先の輸送活動を実施する。

2) 緊急輸送手段の確保

町は、被害の状況、地域の現況に即した車両等の調達を行う。必要な車両等の確保が困難な場合は、県に対して要請及び調達・あつせんを依頼する。

① 車両の確保

- ア 町が保有する全車両の利用
- イ バス、貨物自動車等

日本通運(株)小田原支店、(社)神奈川県トラック協会小田原地区支部、富士急湘南バス(株)松田営業所等に協力を要請する。さらに不足する場合は、レンタカー等の活用を図る。

ウ 特殊車両

建設業者、リース会社等に協力を求める。

② 燃料の確保

町保有車両及び応援車両の燃料は、町内関係業者等に依頼し確保する。

③ 鉄道機関への協力要請

鉄道による輸送手段を確保するため、東海旅客鉄道(株)静岡支社に協力を要請する。

④ ヘリコプターの要請

応急対策の実施に際し、空中輸送の必要を認めたときは、県知事を通じてヘリコプターの派遣を要請する。

(4) 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとする。

1) 第1段階(発災直後から2日目までの間)

- ① 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な要員・物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2) 第2段階(発災後3日目から概ね1週間の間)

- ① 上記第1段階の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

3) 第3段階(発災後概ね1週間以降)

- ① 上記第2段階の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需品

(5) 緊急通行車両の確認手続

災害応急対策活動に必要な輸送手段の確保は、県及び関係機関の協力を得て行う。また、緊急車両の運用に際しては、災害発生後概ね3日間は、救出救助活動に支障がないよう人命優先の輸送活動を実施する。

また、応急対策の実施に従事する車両として確認された「緊急通行車両」以外の一般車両については、交通規制の対象となる。このため、災害応急対策を円滑に実施するためには、災害発生とともに、輸送車両等必要な車両について速やかに緊急通行車両としての確認手続を行うことが必要である。

1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けたものが使用する車両で、次に掲げる業務に使用する車両である。

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難指示
- ② 消防、水防、その他の応急措置
- ③ 被災者の救難、救助その他の保護
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- ⑤ 清掃、防疫、その他の保健衛生
- ⑥ 犯罪の予防、交通規制、その他被災地における社会秩序の維持
- ⑦ 緊急輸送の確保
- ⑧ その他災害の防御、又は、拡大の防止のための措置

2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第 33 条に規定する標章及び証明の交付手続きは、県知事が行う車両（県の保有車両及び調達車両）を除いた他の車両について、県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、第一交通機動隊、第二交通機動隊、各警察署及び交通検問所）が行う。

なお、災害時の緊急通行等を円滑に行うため、緊急通行車両の事前届出に努めるものとする。

(6) 障害物の除去

1) 実施機関

① 町

各種応急措置を実施するため障害となる工作物及び山（がけ）崩れ、浸水等によって住家、又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行う。実施困難なときは、県に対し応援協力を要請する。

② 道路、河川等の維持管理者

道路、河川等にある障害物の除去を行う。道路管理者は、災害対策基本法第 76 条第 1 項により、災害が発生した場合において、緊急通行車両通行の妨げになる車両等を、区間を指定して、道路外の場所へ移動すること等の措置を命ずる。国管理の道路については国土交通省横浜国道事務所が、県管理の道路、河川等については、県土整備局及び環境農政局が松田警察署又は消防、自衛隊の協力を得て、障害物の除去を行う。

③ その他

その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地所有者又は管理者が行う。

2) 障害物除去の対象

災害時における障害物（工作物を含む）除去の対象は、概ね次の場合とする。

- ① 町民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- ② 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ③ 緊急通行車両の通行、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- ④ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

3) 障害物除去の方法

障害物の除去の実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建設業者等の協力を

得て、速やかに行う。また、除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管する。なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。ただし、災害の状況によっては、護岸、河川敷、緑地帯等を施設管理者の了承を得て一時使用する。

- ① 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
- ② 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- ③ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
- ④ 避難場所として指定された場所以外の場所

5) 除去に必要な機械、器具の整備等

障害物の規模並びに範囲により、それぞれ対策を立てる。

第11節 警備・救助対策

(1) 事前対策

町は、防災訓練等を通じて、町民等に対し、風水害に関する知識、避難場所、避難路、避難方法、交通規制措置等について周知徹底を図るものとする。

(2) 警備体制の確立

1) 大規模風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、松田警察署長は、災害の規模に応じて松田警察署に松田警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、必要に応じて所要の要員を災害対策本部に派遣する計画である。

2) 松田警察署長は、警備部隊等の編成を行うほか、災害の規模及び態様に応じた部隊運用を行う。

(3) 災害応急対策

町は、松田警察署が実施する次の対策について、連携・協力する。

1) 情報収集・連絡

災害警備活動上必要な情報を収集し、収集した情報を、必要により町災害対策本部へ連絡を行う。

2) 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速・的確な救出救助活動を実施する。また、警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

3) 避難の指示等

警察官は災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じ警察官職務執行法第4条により避難の指示を行い又は避難の措置を講じる。

4) 交通対策

被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保などの交通規制を実施する。

5) 治安対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取り締まりを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

6) 防犯指導隊及び交通指導隊との連携

警察は、防犯指導隊、交通指導隊と連携し、治安維持や交通規制等の対策を講ずる。

(4) 被災者への情報伝達

1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

警察は、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切に伝達するよう努める。

(5) 交通対策

警察は、災害発生後、特に初期には、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があるため、そのため、県公安委員会は一般車両の通行禁止などの交通規制を速やかに実施する。

1) 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施

① 危険防止及び混雑の緩和の措置

災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

② 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応する。

ア 被災地等への流入抑制

災害が発生した直後においては、次により、避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

- a 混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域(以下「通行制限区域等」という)を設定し、交通整理又は交通規制を行う。
- b 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合には、隣接都県と連絡を取りつつ行う。
- c 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

イ 緊急交通路確保のための交通規制

災害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、町民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路の交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

ウ 警察官の措置

通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害になることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路へ移動させるなどの措置命令を行う。

2) 交通情報の収集

① 交通情報の収集

被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視用カメラ等を活用し、情報を収集する。

② 交通情報の広報

交通規制の内容を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施する。また、テレビ、ラジオ等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、必要に応じて関係市町村の協力を求める。

第12節 ライフラインの応急復旧活動

発災後、直ちに専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに行う。

また、各事業者は、あらかじめ相互の応援体制を整備し、必要に応じて電力等の融通等について検討するとともに、被害状況、復旧（見込み）状況及び安全確認のための情報を町民等に広報・周知し、二次災害の防止、利用者の不安解消に努める。

町は、各事業者による応急復旧作業の実施にあたっては、速やかな復旧に資するため、事業者と連携して必要に応じ復旧作業車両等の駐車場の提供、障害場所への案内等を支援する。

（1） 下水道施設対策

下水道施設の被害に対し、汚水の疎通に支障のないように応急措置をし、排水の万全を期する。

1) 下水道施設の被害状況の把握

大規模風水害等の災害の発生に伴い、下水道管渠（汚水）の破損、処理場の機能停止等により生活排水、し尿処理に支障をきたすことが予想される。町は、町内の下水道施設の被害状況を収集するとともに、下水道供用不能地域を把握する。

2) 下水道被害への対応

下水道施設の被害により、下水道の使用を停止又は制限する必要があるときは、町防災行政無線、広報車等により、町民に周知する。復旧後の供用開始時も同様とする。

下水道供用不能地域のし尿処理対策として、避難所及び町有施設に仮設トイレ、簡易トイレを設置する。

3) 応急復旧

災害対策本部は、県、町建設業協同組合等と連携を図り、下水道供用のため迅速な応急措置を講じるとともに、本復旧の方針をたてる。

災害規模により、多くの資機材、車両、人員等を必要とする場合は、関係機関に調達、協力を要請する。

（2） 電気施設の応急対策

災害時の電力の途絶は、町民の生活維持や情報の収集並びに町、防災関係機関が実施する災害応急対策活動に多大の影響を与える。

東京電力パワーグリッド(株)小田原支社は、大規模な災害時、次の応急対策を実施する。

1) 災害時の活動体制

大規模な災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド(株)小田原支社は、非常災害対策小田原支部を設置し、非常態勢により災害応急対策活動を行う。

2) 応急対策

電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに、応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持する。

災害時においては、原則として、送電は維持するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

3) 広報

感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について、各報

道機関や広報車並びに町防災行政無線等を通じて広報する。

4) 復旧対策

災害復旧の実施にあたっては、原則として、人命に係わる箇所、官公署、報道機関、避難所等を優先する。

5) 町及び関係機関との情報連絡

- ① NTT災害時優先電話等により連絡体制を確保する。
- ② 必要に応じて、連絡要員を災害対策本部に派遣する。
- ③ 復旧工事等を行うに当たり関係機関との調整が必要な場合は、災害対策本部に調整を依頼する。

(3) LPガスの応急対策

災害時において、町内の主要燃料となっているLPガスの安定した供給が必要となる。

公益社団法人神奈川県LPガス協会足柄支部は、大規模な災害時、次の応急対策を実施する。

1) 災害時の応急対策活動

公益社団法人神奈川県LPガス協会足柄支部及びLPガス販売店は、次のとおり、災害発生時の応急対策活動を行う。また、必要に応じて、他支部、他県からの応援隊を配置し対応を図る。

① 防災関連施設への対応

町災害対策本部との連携により、災害対策上必要な関連施設、避難所等の給食施設へ優先的に応急供給を実施する。

② 一般家庭への対応

発災直後から48時間以内を目標に、二次災害防止のため、LPガス容器バルブ停止、転倒容器の立て直し、容器の撤去等を行う緊急措置作業を行う。

緊急措置作業終了後から14日以内を目標に、安全確認検査後、使用可能な設備は、ガス供給を再開する。配管等の破損により、使用不可能な設備は、ゴムホース等により、コンロ用にガス供給する応急措置作業を行う。

2) 広報

災害対策本部は、ガス引火等の二次災害の発生を予防するため、LPガス容器バルブ停止、火気使用の制限等を防災行政無線等を通じて広報する。

(4) 通信施設の応急対策

災害時の通信の途絶は、災害応急対策活動に支障を来すとともに、社会的混乱のおそれを生じるなどその影響は大きい。

東日本電信電話(株)神奈川事業部は、大規模な災害時、次の応急対策を実施する。

1) 災害時の活動

災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事などの応急復旧対策を行う。

2) 応急措置

通信施設に被害が生じた場合、又は、不通や集中等の事態の発生により、通信が困難になっ

たり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、以下の措置を行う。なお、公衆電話等の臨時設置にあたっては、原則として、被災者の利用する避難所等を優先する。

- ① 非常電話・緊急通話の優先確保
- ② 孤立対策として、無線車等による通信確保
- ③ 避難所等への特設公衆電話の臨時開設
- ④ 災害用伝言ダイヤル「171」等の運用開始
- ⑤ 回線復旧などの応急措置

3) 広報

通信施設の被害状況、復旧予定、不通や集中防止のため、利用者への電話利用規制のお願い等について、各報道機関や広報車並びに町防災行政無線等を通じて広報する。

4) 普及対策

災害復旧の実施にあたっては、原則として、治安、救援等の最重要機関、防災機関を優先する。

5) 町及び関係機関との情報連絡

- ① 災害時優先電話等により、連絡体制を確保する。
- ② 必要に応じて、連絡要員を災害対策本部に派遣する。
- ③ 復旧工事等を行うにあたり、関係機関との調整が必要な場合は、災害対策本部に調整を依頼する。

6) 復旧資機材の確保

- ① 現業機関において、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。
- ② 復旧資機材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両、船艇等により行うが、不足する場合は、他企業及び他店の協力を得て輸送力の確保を図る。
- ③ 災害時においては、復旧資材置き場としての用地を確保する。

第13節 災害廃棄物等の処理対策

町は、「山北町災害廃棄物処理計画」等に基づき、連携してごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握するとともに、し尿収集対象やごみの発生量を推計し、応急体制の確保を図り、適正かつ円滑・迅速な収集・処理に努める。

(1) ごみ処理施設、し尿処理施設の被災状況の把握

町は、発災後速やかにごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握し、その状況を関係機関に報告する。

(2) 仮設トイレの設置

町は、町民の避難状況や上下水道の被災状況と復旧の見通し等の情報に基づき、仮設トイレの必要性や配置を考慮しながら、速やかに仮設トイレを設置する。

また、備蓄している仮設トイレ数が不足する場合は、し尿収集の委託業者の備蓄分や、仮設トイレのリース業者からの調達を検討するとともに、県への支援の要請を検討する。

(3) し尿及びごみ処理

町は、避難所の収容人数及び断水地域の在宅町民の人数等から、し尿収集対象発生量やごみの発生量を推計し、通常時のし尿やごみの収集・処理体制に基づき、収集体制の確保を図る。

また、し尿やごみの収集・処理業務の増大により、収集車両や人員、処理施設の能力が不足する場合、処理施設が倒壊又は稼働不能な場合等は、県への支援の要請を検討する。

被災状況や避難状況の的確な把握を行い、し尿処理対策、収集を迅速に行う。

1) し尿処理対策

① 処理対策

建物被災、上水道・下水道施設の被害等により、水洗トイレが使用できない、又は、制限される事が予想される。町災害対策本部は、被災地、避難所、避難所等の水洗トイレ使用可否等の被害調査を行い、使用が不可能な場合には、避難所、公園等に仮設トイレ、簡易トイレ（薬剤によりし尿を固形化するもの）を設置し対応する。また、下水道マンホールも仮設トイレ便槽として利用する。なお、下水道施設が使用可能な場合は、河川等から水を確保し、下水道機能を有効に活用する。

② 収集処理

し尿の収集処理は、防災対策関連施設、仮設トイレの設置場所等重要度、使用頻度の高い施設を優先して行う。し尿収集は、清掃委託業者、許可業者に委託し、処理は足柄上衛生組合に搬入し処理する。足柄上衛生組合の被害や処理能力以上の搬入水量が見込まれるなど、処理が困難な場合は、他の処理施設に処理を委託する。

2) ごみ処理対策

災害発生時、被災地では道路障害等により、ごみ収集が困難になることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境を著しく阻害するだけでなく、復旧活動の妨げにもなる。町は、被災地におけるごみ収集を迅速に行い、環境衛生の保持に努める。

① 収集方法

ア ごみの収集は、町収集を基本とするが、通常を大きく上回るごみの排出量が見込まれるときは、県、他の市町村、廃棄物処理業者等の応援体制を講じる。

- イ 既存の集積所が使用できない箇所又は排出量が多く集積しきれない場所等については、臨時の集積所を確保する。
- ウ 現行の分別、指定袋収集を原則とし、収集回数については、被災状況に応じて対応する。
- エ 被害が甚大で、道路等の損壊により、収集が困難な地域については、臨時の一時集積場所を確保し、状況に応じた収集を行う。
- オ 避難所等に臨時の集積所を設置する。
災害時のごみ収集方法については、防災行政無線等で町民に周知する。

② 処理方法

- ごみ処理は、足柄西部環境センターで処理する。
- 足柄西部環境センターの被害や、処理能力以上の排出量が見込まれるとき等、処理が困難な場合は、他市町村に処理を要請する。

(4) 災害廃棄物処理

災害により倒壊した建築物等から発生する、廃木材、コンクリートがら等の災害廃棄物を速やかに処理することは、町民の安全な生活の確保や応急対策、復旧を円滑に進めるためにも必要である。

1) 処理、撤去等

- ① 被災建築物の解体、災害廃棄物の処理等は、原則として、所有者が行うこととし、町は、これら廃棄物の処理場の確保、処理等に関する情報の収集提供等を行う。なお、災害の規模や状況によっては、公費負担について、県等と協議を行う。
- ② 町は、道路上及び応急対策上必要な場所の災害廃棄物、工作物等の障害物について、町建設業協同組合、自衛隊等防災関係機関の協力を得て撤去等を行う。

2) 処理方法

災害廃棄物は、処理施設等への短期間の大量搬入が困難なため、町は、周辺環境に十分注意しながら町有地等に災害廃棄物仮置場を確保する。

仮置場に搬入された災害廃棄物は、分別等を行い資源の再利用を図る。再利用が不可能な物については、足柄西部環境センターでの処理又は廃棄物処理業者等に処理を依頼する。

第14節 被災者等への情報提供、相談等に関する活動

町は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災地住民をはじめとする町民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努める。

また、被災者の生活上の不安を解消するために、女性や外国人等にも配慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る。

(1) 被災者等への情報提供

町は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して流言、飛語等による社会的混乱を防止し、町民の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

また、避難所以外で避難生活を送る方や、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

- 1) 町民等に対して、風水害の状況、避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報、その他生活に必要な情報の広報活動を行う。
- 2) 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努める。
- 3) 被災者の安否情報について住民から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底する。

(2) 災害相談の実施

1) 災害相談の実施

地域の被災町民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、県と相互に連携して、臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施する。また、職員のみならず、関係機関、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会を通じて派遣された弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行う。

2) 相談業務の内容

災害相談の内容は、災害時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食料・飲料水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援する。

第15節 広域的応援体制

(1) 広域的な応援要請

1) 県に対する応援要請

① 応援要請の考え方

大規模風水害等の災害が発生し、町内の防災能力だけでは対応が不十分であり、県及び他市町村に応援を求める必要があると判断される場合は、各種法令、相互応援協定に基づき、必要事項を明確にした上で本部長が応援要請手続きを行う。

② 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

ア 災害救助法適用の要請

イ 応援要請又は応急措置の実施の要請

③ 県に対する応援要請の方法

応援要請又は応急措置の実施を要請するにあたっては、緊急を要する場合は県防災行政通信網又は電話等をもって処理し、事後文書により改めて処理する。

この場合、以下の事項をあらかじめ明らかにしたうえで要請する。

ア 災害の状況及び応援を要する理由

イ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）

ウ 応援を必要とする期間

エ 応援を必要とする場所

オ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

カ その他の必要事項

2) 他市町村等への応援要請

町長は、町域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施するが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、原則として、他市町村長に対して応援要請を行い、若しくは知事に対して応援要請又は応急措置の実施を要請する。

① 県内市町村等への応援要請

大規模風水害等の災害が発生し他市町村からの応援が必要と判断したときは、県内 33 市町村間で結んでいる「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」（協定編『協定－21』（p. 339～341）による）により要請を行う。

② 消防の応援要請

ア 神奈川県内の消防の応援

神奈川県下消防相互応援協定、同協定に基づく航空機特別応援実施要領（協定編『協定－4』（p. 294～297）による）及び神奈川県内消防広域応援実施計画（資料編『資料－22』（p. 271～）による）に基づき、小田原市消防本部消防長は、他市町村消防本部消防長へ応援を要請する。

イ 神奈川県外の消防の応援

県知事は、消防庁長官へ緊急消防援助隊及び他府県の応援を要請する。

ウ 近隣市町の消防応援

町長は、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町消防相互応援協定（協定編『協定－7』（p. 303～305）による）により要請を行う。

③ 災害時における相互応援に関する協定締結自治体との相互協力

町は、「災害時における相互応援に関する協定」を締結している各自治体と、平素から協力体制の整備に努めるとともに、災害等発生時には応援（応援要請）内容・時期・期間等を明らかにして、速やかに協力要請を行う。

3) 自衛隊の派遣要請

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求する。この場合、必要に応じて、その旨及び町域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知する。なお、町長は、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知する。

町長は、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知する。なお、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知する。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をする。

① 災害派遣の要請

ア 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請にあたっては人命救助及び財産保護のため緊急の措置を必要とする場合行うものとし、概ね次の基準とする。

- a 人命救助のための応援を必要とするとき
- b 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握が必要なとき
- c 避難者の誘導、輸送等避難のため援助が必要なとき
- d 主要道路、堤防、護岸の応急復旧に応援を必要とするとき
- e 応急措置のための医療、防疫、救援物資輸送、炊飯、給水等の応援を必要とするとき

イ 災害派遣要請の方法

- a 本部長は、自衛隊の災害派遣を必要と判断する場合は、速やかに、本部会議に図り、県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求する。
- b 県知事に対する自衛隊への派遣要請の要求は、書面をもって行うが、緊急を要するときは、電話その他迅速な方法により通知するものとし、事後速やかに書面を送付する。なお、県知事への派遣要請の要求ができない場合には、災害の状況を防衛大臣、又は、地域担任部隊等の長に通知することができる。この通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- c 自衛隊の派遣を要請する場合は、自衛隊法施行令第106条に基づき次の事項を明らかにして要請する。

《自衛隊法施行令第106条に基づき明らかにする事項》

- 災害の状況
- 派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

- d 被害状況により急を要する場合は、県を経て自衛隊の派遣を要請するとともに、自衛隊の下表の部隊にc項を通知する。

部隊名 (駐屯地名)	連絡責任者		電話番号 無線番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 東部方面混成団 (武 山)	第3科長 又は防衛班長	部隊当直司令	横須賀 046-856-1291 (内404) 県防災行政通信網 2809
陸上自衛隊 第1高射特科大隊 (駒 門)	第3係主任 又は 第2係主任	部隊当直司令	御殿場 0550-87-1212 (内430、420、449 FAX434) 県防災行政通信網 2810、2812

4) 関係指定地方行政機関への応援要請

町は、必要があると認めるときには、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る）の長に対し、当該職員の派遣を要請する。その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ① 派遣を要請（あつせん）する理由
- ② 派遣を要請（あつせん）する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2) 広域応援の受入れ

1) 広域応援活動拠点の開設

① 広域応援活動拠点の開設

町は、県立山北高等学校を広域応援部隊（自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊）等の活動拠点として、県と協力して開設し受入れ態勢を整える。

町では、広域応援部隊等の活動拠点をもとに、災害応急活動を実施する。

実施する対策は次のとおり。

- ア 備蓄防災資機材・物資の配分、搬送調整
- イ 救援物資の受入れ、配分及び搬送調整
- ウ 協定物資の受入れ、配分及び搬送調整
- エ 輸送車両・ヘリコプターの誘導、物資の搬送調整
- オ 救援・復旧等対策に携わる災害応急活動要員等の集結、待機、出動調整
- カ その他必要な災害応急活動

② 町が激甚被災地となった場合

町が激甚な被害を受けた場合は、広域応援活動拠点となる施設や、オープンスペースの確保及び応援部隊の受入れが極めて困難になる可能性がある。その場合は、県に対し、周辺の市町村に広域応援活動拠点の開設と運営を要請する。なお、広域応援活動拠点の運営を円滑に進めるため、町職員等を連絡要員としてこれらの拠点に派遣する。

③ 町の被害が比較的軽微な場合

激甚被災地となった市町村に対し、県の指示等により、広域応援活動拠点の開設・運営、

応援部隊・職員に対する便宜供与等により応援を実施する。

また、状況により、職員を激甚被災地市町村へ派遣する。

2) 災害派遣部隊の受入れ

① 受入れ準備

自衛隊の派遣が決定した場合、本部長は、派遣部隊の活動が十分発揮できるようにするため、次の措置を行うものとする。

ア 被災状況により隊員の到着前に必要な資機材の確保等、到着と同時に作業ができるよう準備しておく。

イ 被災地に自衛隊が到着するために必要な誘導を行う。

ウ 自衛隊の作業が他の復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

エ 派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置が取れるよう連絡窓口の一本化及び連絡要員を確保する。

オ 派遣された部隊に対し、作業が円滑に行えるよう宿舎等必要な設備を整える。

カ ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をする。

② 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の長と応援作業計画等について協議し、必要な措置をとるとともに、到着後及び必要に応じて、次の事項を県に報告する。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業内容及び進捗状況

3) 災害派遣部隊の撤収要請

本部長は、派遣部隊の長及び関係機関等の協議により、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は、その必要がなくなると認められたときは、県知事に対し、撤収要請を依頼する。

4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、町が負担するが、その内容は概ね次のとおりとする。

① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資材、機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上げ料及び修繕費

② 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

③ 派遣部隊の宿舎及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等

④ 派遣部隊の救援実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償

⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担に疑義ある場合は、自衛隊と町が協議するものとする。

第16節 災害救援ボランティアの支援活動

大規模風水害等の災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合においては、町は、関係団体などと連携し、災害救援ボランティアの活動を支援する町災害ボランティアセンターを設置・運営し、ボランティアニーズ情報の受発信、ボランティアの受入れ・コーディネート等により被災地におけるボランティア活動の効果的な支援に努める。

(1) 町災害ボランティアセンターの設置

町、町社会福祉協議会及び災害救援ボランティア団体等は、それぞれの実情に応じて、発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、災害ボランティアセンターを設置する。

(2) 災害救援ボランティアの受入れ

関係団体等と協力し、災害救援ボランティアに対する活動場所や、必要に応じ、資機材・宿泊場所等の提供あるいはそれらの情報提供により、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。また、消防機関においても、元消防団員等の経験や能力を有した災害救援ボランティアとの連携に努める。

社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

1) ボランティア団体との連携

大規模風水害等の災害発生時、町職員や防災関係機関の応援部隊員等は、広範囲にわたる各種災害応急対策活動を実施するため、要配慮者や被災町民等に対する支援が、困難又は手薄になることが予想される。

町災害対策本部は、応急対策に必要な専門的スキルを有する者、要配慮者や被災町民の生活等を支援する者について、各種ボランティア団体と連携を図り、災害救援ボランティアとして積極的に受入れを行うとともに、災害情報の提供、活動場所の提供等活動の円滑な実施が図られるよう支援する。

2) 専門ボランティアの受入れ、活動

- ① 医療、被災建築物応急危険度判定、ボランティアコーディネーターなど専門領域での活動が行える専門ボランティアの受入れ窓口を各部に設置する。
- ② 専門ボランティアの活動及び活動場所は、各部が応急対策活動の状況により判断し、依頼する。
- ③ 専門ボランティアの活動に必要な情報、資機材等の提供を行う。

3) 生活支援ボランティアの受入れ、活動

- ① 要配慮者支援、避難所等における生活支援の活動が期待される生活支援ボランティアの受入れ窓口は町社会福祉協議会に設置する。
- ② 町社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターと連携し生活支援ボランティアの活動内容、派遣先の指示、ボランティア活動上必要な情報の提供等活動の総合調整を行い、その内容について町へ報告する。

4) ボランティア活動に対する支援

行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、町は、災害

救援ボランティア支援団体との協働・連携を進めるとともに、必要に応じ災害救援ボランティアの活動拠点、宿泊施設等を確保する。また、円滑な活動促進のため、活動腕章の交付、災害保障保険料の負担等を行う。

5) 県に対する要請

町は、必要に応じ県知事に対し、災害救援ボランティアの派遣、募集等について要請を行う。

6) ボランティアの活動期間

ボランティアの受入れと活動を要請する期間は、災害の状況に応じて定める。

第17節 災害救助法関係

災害救助法適用の災害が発生した場合、災害救助法の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。また、町民生活の安定のため、町は、義援物資・義援金の受入れ等を行うとともに、義援物資等を効率的に活用する体制づくりに努める。

(1) 災害救助法

1) 災害救助法の適用

- ① 町長は、その被災状況によって、災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認めるときは、県知事に対して、災害救助法の適用を要請する。
- ② 県知事は、必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

2) 災害救助法の適用手続き

- ① 町長は、災害に際し、町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに当該する見込みのあるときは、直ちに、県知事に対し、その旨を報告する。
- ② 町長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による県知事が行う救助の補助として着手し、その状況を事後、速やかに、県知事に情報提供する。
- ③ 県知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、次に示す、救助に関する事務の一部を、町長に実施させることができる。
- ④ 県知事は、災害救助法を適用したときは、関係指定地方行政機関等に通知し、内閣総理大臣に報告する。「災害救助法施行細則による救助の程度等」(県告示)における救助の種類は次のとおり。

ア 避難所及び応急仮設住宅の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救助

カ 被災した住宅の応急修理

キ 学用品の給与

ク 埋葬

ケ 死体の搜索

コ 死体の処理

サ 障害物の除去

シ 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

3) 災害救助法適用基準

災害救助法の適用基準は、同法第2条第1項、第2項及び同法施行令第1条に定めるところによるが、神奈川県における具体的適用基準は、次のとおりとなっている。

No.	内 容	備 考
①	市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯数が基準(※1)以上であること。	※1 山北町においては、40世帯
②	被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合で、当該市町村の滅失世帯数が基準(※2)以上に達したとき	※2 山北町においては、20世帯(住家の滅失した世帯、すなわち全壊(焼)、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1世帯とみなす)
③	被害が県内全域に及ぶ大災害で、県内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は、災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情(※3)がある場合であって、多数の住家が滅失したとき	※3 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は、災害に係った者の救出について、特殊の技術を必要とすること。
④	多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくはは、受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準(※4)に該当するとき	※4 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は、災害にかかった者の救出について、特殊の技術を必要とすること。
⑤	災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき	

(2) 義援物資及び義援金

1) 受入れ及び配分

① 義援物資

ア 民間企業や自治体等からの義援物資

町は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。また、町は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るとともに、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行う。

② 義援金

町は、義援金の受入れ、配分に関して、町、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行う。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

(3) 災害弔慰金等

- 1) 町長は、一定規模以上の災害により死亡した住民の遺族に対しては災害弔慰金の支給を、一定規模以上の災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対しては災害障害見舞金を支給する。
- 2) 町長は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対して、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、山北町災害弔慰金の支給等に関する条例に従って災害援護資金の貸付けを行う。
- 3) 町長は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。